
ドイツ統一について

[要旨]

1. 両独の経済・通貨統合（90年7月）、政治統一（90年10月）から1年余が経過した。統合に伴い、東独ではそれまでの経済の非効率性が一挙に表面化したことやコメコン体制の終えん等を背景として、生産が大幅に低下し、大量の失業が発生するなど、経済状況は極端な悪化をみている。しかし、本年7月までにサービス業を中心に約30万の個人企業が設立されるなど、経済制度が市場経済型のものに概ね転換されてきたことの成果が、企業家精神の勃興というかたちで一部では早くも顕現化しているほか、最も遅れの目立っていた旧国営企業の民営化も信託公社の管理下でここへきて進捗をみせ始めている。
2. ただし、この先東独経済が市場経済として本格的に立上がっていかなければ、なお多くの課題に取組む必要がある。まず、民営化の一段の進展が重要な課題の一つであるが、その障害となってきた諸問題のうち土地所有権問題等については相応の改善措置が執られてきた一方、旧国営企業の資産評価の困難さ、行政組織の非効率性、会計原則や競争原理等への理解の不足などは引き続き足かせとなっている。また、同じく重要な課題であるインフラの整備についても、財政支出による取組みにとどまらず、連邦郵便公社等の公的機関による投資、あるいは民間投資を引出すための投資優遇措置が実施に移されているが、東独のインフラが西独並みに整備されるまでにはなお相当の長期間を要するとみられる。
3. 西独経済では、東独からの消費需要や東独復興を展望した西独内での設備投資の盛上がりの影響もあって、景気は近年にない急テンポでの拡大を示してきたが、これにつれて物価上昇圧力が次第に強まり、本年夏場に入ってからは生計費指数上昇率が現実に高まってきている。一方、財政面では、東独向け支出の増大から、公共部門の赤字が大幅に拡大してきている。このため、金融面では強い引締め措置が執られてきているほか、財政面でも経常支出の抑制、歳入の補てんのための措置等が講じられ始めている。この結果、過熱感を帯びるほどの急テンポの拡大を示してきた西独経済は、今後東独復興支援の負担の影響をより強く受けることとなるものと考えられる。
4. 統一に伴うドイツ内需の増大および経常収支赤字の拡大は、景気が減速し供給余力を抱えた近隣諸国経済の生産を下支えする要因として働いている。しかし、中長期的には、こうした供給余力を背景とする弾力的な供給増を必ずしも前提にできないわけであり、また市場経済化を進めるソ連・東欧諸国での投資需要の増大も加わるため、むしろドイツ内需の増大が世界の貯蓄不足を増大させる可能性がある。こうした事態を回避するためには、ドイツ全体の貯蓄・投資バランスの悪化に対して何らかの歯止めがかかることが期待されている。

5. 統一に伴いドイツ経済は今後一段と規模を拡大する。このため、その安定的な経済運営は世界経済にとって従来以上に重要なものとなる。そして、拡大したドイツ経済が引き続き良好なパフォーマンスを維持することができれば、世界経済に従来以上に好影響を及ぼすであろう。問題は、東独の復興過程においては西独経済に多大の負担がかかるため、西独経済の健全性が損なわれるリスクが高まる点である。こうしたリスクを最小化し安定的な経済運営を確保するためには、ドイツの公共部門の赤字が財政支出の総額や配分等についての不断の見直し等を通じて適切にコントロールされることが不可欠である。また、こうしたコントロールは、上述したドイツの貯蓄・投資バランスの悪化の回避という観点からも重要である。

6. ドイツ統一は、①東独の計画経済から市場経済への移行、②発展度合いの異なった経済の統合という二つの側面を持っている。①の側面をみると、西独という後ろ盾を背景として、東独は、企業補助金の削減、肥大化した行政組織の整理を一挙に進めるなど、全面的な改革を急速に実施することができたと考えられる。その結果、大規模な企業の経営破綻や失業の増大がもたらされてはいるが、これは、いずれ不可避であった調整が短期間に実現したものとみることも可能であろう。②の側面をみると、基礎的な経済条件が大きく異なる経済が統合する場合、大規模な所得移転の要請が強まりがちとなることを今回のケースは示唆しているともいえよう。

(目 次)

- 1. はじめに
- 2. ドイツ統一の概要
- 3. 東独経済の動向と展望
 - (1) 経済の現状
 - (2) 今後の復興について
 - (2-1) 民営化
 - (2-2) インフラの整備
- 4. 西独経済の動向と展望
- 5. ドイツ統一の対外的な影響
 - (1) マクロ的影響
 - (2) 近隣諸国との関係
- 6. 結びに代えて
 - (1) 市場経済への移行
 - (2) ドイツ全体の成長力
 - (3) 通貨統合の進め方

1. はじめに

第二次世界大戦後約半世紀にわたり東西に分断されていたドイツが統一されてから1年余が経過した。統一前からある程度予想されていたことではあったが、統一後の東独経済は生産水準の大幅低下、高失業など多くの困難に直面しており、また、西独経済にも統一の影響が財政支出の増大や金融政策への負担増といったかたちで表面化している（注1）。その一方で、東独の経済制度は着々と市場経済型のものに転換されており、その中で遅れの目立っていた旧国営企業の民営化もここへきて進捗し始めていることも見逃してはならない。

本稿では、まず統一後のドイツ経済の動向および東独の復興の状況を整理した（第2～4章）うえで、ドイツ統一の近隣諸国や世界経済への影響についてとりまとめる（第5章）とともに、経済・通貨統合のいくつかの側面について簡単な現状評価を試み、経済体制の転換や経済統合といった視点からも検討を加えることとしたい（第6章）。

2. ドイツ統一の概要

（ドイツ統一の過程）

最初にドイツ統一の経過について簡単に振返っておこう（図表1）。

ドイツ統一のうねりは、ソ連・東欧諸国での自由化の動きに呼応するかたちで89年春頃から東独住民の自由化・民主化を求める声が高まり、東独住民の国外脱出が広範化したことから始まる。これに対して、東独政府は当初「ベルリンの壁」開放（89年11月）を含む段階的な自由化策を講じたが、東独住民の流出

（図表1） ドイツ統一関連年表

1945年 2月	・ヤルタ会談（米英ソ）においてドイツ分割占領を決定
5/ 7	・ドイツ無条件降伏
49年5/23	・ドイツ連邦共和国（西独）成立
10/ 7	・ドイツ民主共和国（東独）成立
61年8/13	・「ベルリンの壁」構築
71年 5月	・東独ホーネッカー書記長就任
72年12月	・両独、基本条約に調印（両独関係正常化）
82年10月	・西独コール首相就任
89年 5月	・ハンガリー、対オーストリア国境を開放（東独国民のハンガリー経由での脱出開始）
11/ 9	・東独、西独への旅行・移住を原則自由化（「ベルリンの壁」開放）
11/13	・東独モドロウ首相就任
90年2/13	・両独首相、通貨同盟創設で一致（ボン）
3/18	・東独人民議会選挙、保守派のドイツ連合が大勝
3/31	・ブンデスバンク、「通貨交換比率1：2」を提言
5/ 5	・第1回「2+4」外相会議（ボン）
5/18	・「通貨・経済・社会同盟の創設に関する条約（通貨同盟条約）」調印
6/21	・東独人民議会、西独連邦議会、通貨同盟条約を批准
6/22	・西独連邦参議院、通貨同盟条約を批准
7/ 1	・通貨統合（通貨同盟条約の発効）
7/17	・第3回「2+4」外相会議（パリ）、ドイツ・ポーランド間の国境問題決着
8/20	・東独信託公社・ゴールケ総裁辞任（後任はローヴェダー氏）
8/31	・「ドイツ統一に関する条約（統一条約）」調印
9/12	・第4回「2+4」外相会議（モスクワ）、「ドイツに関する最終規定条約」調印
9/20	・東独人民議会、西独連邦議会、統一条約を批准
9/21	・西独連邦参議院、統一条約を批准
10/ 3	・ドイツ統一（統一条約の発効、東独が西独への編入を宣言）
11/ 9	・「独・ソ善隣友好条約」調印
12/ 2	・統一ドイツ初の連邦議会総選挙、連立与党（CDU/CSU、FDP）勝利
91年4/ 1	・ローヴェダー信託公社総裁暗殺
6/ 7	・初の統一ドイツ予算（91年度）成立
6/17	・「独・ポーランド善隣友好条約」調印
6/20	・政府・連邦議会のベルリン移転決定

（注1）本稿では、統一前のドイツ連邦共和国および統一後の西ドイツ地域を「西独」、統一前のドイツ民主共和国および統一後の東ドイツ地域を「東独」と呼称することとする。

は一向に収まらなかった。このため、東独政府も西独との経済統合が不可避との判断に傾き、90年5月18日に東西両独政府間で「通貨・経済・社会同盟の創設に関する条約」

(以下、通貨同盟条約と略称<参考資料1>)が調印された。同条約は、同年7月1日に発効し、その結果、西独(人口63百万人)と東独(同17百万人、オランダ<同15百万人>とほぼ同規模)は経済的に一体化し、ヨーロッパ内で抜きん出た人口と規模を擁する市場経済が誕生した(注2)。

その後東独では、企業倒産や失業が増加するなど、経済パフォーマンスが急激に悪化したため、東独内において西独との完全な統合を待望する世論が急速に高まった。こうした情勢の急変を受けて、経済・通貨統合のわずか2か月後の90年8月31日に「ドイツ統一に関する条約」(以下、統一条約と略称<参考資料2>)が調印され、10月3日には同条約が発効したことによって両独は政治・外交上も完全に統一された。続く12月には第二次世界大戦後初の統一ドイツ連邦議会総選挙が実施され、さらに91年6月に政府と連邦議会のベルリン移転が決定されたため、91年央までには統一ドイツの政治面での基礎的な枠組みはほぼ固まった。

このように、ドイツ統一は「ベルリンの壁」開放後1年に満たない短期間に実現したわけであるが、この間、経済面では、東独を計画経済から市場経済へ全面的に転換

させるべく広範囲にわたる改革措置が集中的に実施された。なかでも、東西両独通貨の統合と東独への西独経済制度の導入は、統一プロセスの根幹をなすものであり、またその後の両独経済の動向にも大きな影響を及ぼしているので、ここで手短に整理しておこう。

(両独通貨統合)

両独通貨統合を巡っては、適用すべき通貨交換比率に関して議論の対立があった。すなわち、東西両独政府とも、「通貨統合の影響から東独住民の生活を守るために、個人預金については西独マルクと東独マルクが1対1で交換される必要がある」(90年3月18日、コール首相の演説)旨を繰返し主張していた。一方、ブンデス銀行は、実勢(1対4ないし5といわれていた)から乖離した比率で通貨を交換すると、東独の購買力が一挙に増価しドイツ全体にインフレを招来しかねない、あるいは東独産業の競争力が大幅に低下する(注3)といったマクロ経済上のバランス悪化を懸念し、同行は90年4月2日に、「原則1対2の交換比率が望ましく、1対1の適用はごく一部に限定すべき」とする提言を発表した。

こうした議論を経て、最終的には、企業・政府の債権・債務については1対2、家計の現預金や賃金については1対1(ただし、限度額を超える預金には1対2ないし1対3のレートを適用)との交換比率を盛込んだ通貨同盟条

(注2) なお、東独のGDPについては経済体制の相違、統計の不備等から信頼すべきものがないが、連邦統計局が最近発表した推計によれば、通貨統合後の名目GDP(90年下期)は、西独が1兆3千億マルク弱に対して、東独が1千億マルク強とされている。

(注3) なお、通貨統合後(90年下期)の東西ドイツの生産性を名目GDPや人口等から大まかに試算すると、1人当たり付加価値生産額(=生産性)は、西独を1とすると東独は0.3程度と推計される。

約が両独政府によって調印された（図表2）。この結果、現預金を含む既存の金融資産の平均交換比率は1対1.8となり（Deutsche Bundesbank[1990]）、ブンデスバンク提言（原則1対2）に近いものとなった。

なお、通貨交換そのものに際しては、数日足らずの短期間に、人口約17百万人が保有する通貨を東独マルクから西独マルクへ交換するという難事業が円滑に達成された。

（西独経済制度の東独への導入）

通貨同盟条約は、通貨統合のほか、西独経済制度の東独への導入を重要な要素として規定している。このため、90年7月の同条約発効直後に、私有財産制・企業経営自主権・自由貿易制度の導入、補助金の撤廃など、多岐にわたる制度改革が一挙に行われた（社会保障や労働組合にかかる制度もこの時点で転換された）。また、同年10月に発効した統一条約により、一連の西独経済法が一部の例外を除き東独にも適用されることになった。このように東独における経済制度の転換は極めて短期間にかつ全面的に行われたところに特徴がある。

（図表2） 通貨交換比率に関する「通貨同盟条約」上の決めおよび通貨交換手続き

- ① 賃金、年金、地代、奨学金等、フローについては、西独マルク：東独マルク=1：1で交換。（交換の基準となる金額は、90年5月1日時点）。
- ② 個人預金については、以下の上限までは1：1で交換。上限を超える部分は1：2で交換。なお、交換の基準となる金額は89年12月末の預金残高であり、それ以降の純増分は1：3で交換される。

(年齢別上限額)	1人当り
14才以下 (76年7月2日以降に出生の者)	… 2,000 東独マルク
15才～59才 (31年7月2日～76年7月1日に出生の者)	… 4,000 ツ
60才以上 (31年7月1日以前に出生の者)	… 6,000 ツ
- ③ 非居住者の預金（東独内の外国人労働者等を含む）については、1：3で交換。
- ④ 企業の預金、借入金、その他の東独マルク建て債権・債務については、1：2で交換。
- ⑤ 以上の通貨交換は、すべて預金勘定のうえで実施する。したがって、現金での交換は行われない。なお、現金の預金口座への預入は90年7月6日までに行わなければならない。また、フロー部分についての交換は、当事者間にゆだねられる。

3. 東独経済の動向と展望

（1）経済の現状

東独では、通貨統合（90年7月）以降市場経済体制への移行が急速に進められてきたが、その中で目立っている変化は、旧国営企業の経営行詰まりや失業者の大量発生など、経済状況の大幅な悪化である（図表3）。東独の生産活動の一時的な低下は避けられないとの見方は統合前から広まっていたが、実際の生産活動の落込みや経済悪化の度合いは大方の予想を上回るものとなっている。以下では、まず東独経済が大幅悪化をみている背景について簡単に整理した後、東独経済の動向を生産・雇用・消費・物価の面に分けてやや詳しくみるとともに、当面の動きを展望することとする。

イ. 経済の悪化の背景

（構造的背景）

通貨統合後に東独経済が急激に悪化した背景には、適用された通貨交換比率の下で東独企業が価格競争力をほとんど喪失したことやコメコン貿易体制から脱退したことなど各種

(図表3) 東独の主要経済指標

	鉱工業生産 (前期比 %)	小売売上高 (前期比 %)	生計費指数 (前期比 %)	操業時間短縮労働者数 (千人)	失業者数 (千人)	失業率 (%)
1990/ 4～6月	△4.7	△0.6	—	—	83	1.0
7～9	△44.5	△45.0	—	1,295	309	3.5
10～12	△10.2	11.0	2.8	1,736	557	6.3
91/ 1～3	△29.4		8.8	1,926	757	8.6
4～6			3.1	1,962	835	9.5
91/ 1月	△17.3	△24.8	6.9	1,841	757	8.6
2	△9.0		0.7	1,947	787	8.9
3	4.1		1.5	1,990	808	9.2
4	△5.9		1.1	2,019	837	9.5
5	1.7		0.7	1,969	842	9.5
6			0.6	1,899	843	9.5
7			0.9	1,611	1,069	12.1
8				1,452	1,063	12.1

(注) 鉱工業生産、小売売上高の90年7～9月以前は85年基準。90年10～12月以降は90年7～9月基準。
生計費指数は90年基準。操業時間短縮労働者数、失業者数、失業率の四半期計数は、すべて期中平均。

(資料) ブンデスバンク 「Monthly Report of the Deutsche Bundesbank」

の要因が相乗的に作用していることはいうまでもない。しかし、統合後の経済悪化のより根本的な要因は統合前の経済体制そのものに根ざしており、通貨統合や経済体制の転換によってそれが表面化した面が大きいと考えられるので、まず統合前の状況から概括しておこう。

(図表4) 東独相手国別貿易動向(1989年)
(単位 百万東独マルク、%)

相 手 国	輸 出		輸 入	
	金額	構成比	金額	構成比
西ドイツ	30,235	21.4	28,608	19.8
コメコン諸国	60,725	43.0	56,886	39.3
ソ連	33,541	23.8	31,901	22.0
ポーランド	6,378	4.5	6,422	4.4
チェコ・スロバキア	7,738	5.5	6,660	4.6
ハンガリー	5,587	4.0	4,928	3.4
英國	3,007	2.1	2,431	1.7
フランス	4,434	3.1	6,087	4.2
日本	843	0.6	967	0.7
米国	327	0.2	456	0.3
その他とも計	141,096	100.0	144,710	100.0

(注) 対西側諸国のハードカレンシー取引については、東独マルクの対外実勢レートで計上。

(資料) 連邦統計局「Statistisches Jahrbuch」

東独経済は、ソ連・東欧のコメコン体制の下で、重化学工業を軸とした工業国として位置付けられ、とくに電気機械や精密機械等の工業製品についてはソ連・東欧等のコメコン諸国への供給基地としての役割を果たしてきた(図表4、5)。しかし、こうした「東欧諸国の優等生」と評されてきた東独経済も西側

(図表5) 東独の業種別輸出シェア(1988年)
(生産額に占める輸出額のシェア %)

	全世界	共産圏向け	非共産圏向け
	製造業 計		
石油・エネルギー	2.1	1.0	1.0
化 学	26.2	11.5	14.7
冶 金	18.5	4.0	14.5
建 材	9.1	4.5	4.6
工作・輸送用機械	36.4	29.5	6.9
電気機械	25.5	16.9	8.6
織 繊	20.1	10.2	9.9
食 料 品	2.9	0.8	2.1
その他軽工業	27.2	11.6	15.5

(資料) ドイツ経済研究所「Wochenbericht」

経済と比較すると技術革新が遅れ、生産体制が非効率であるなど多くの問題を抱えていた。

すなわち、計画経済下の東独経済では、生産数量の割当てや硬直的な価格体系の弊害から、製品を改良したり、生産効率を向上させるインセンティブが働きにくい状況が定着していた。その典型例は、東独を代表する乗用車「トラバント」が60年以降一度もモデルチェンジされなかったことや、80年代に至っても50年代製の機械が多く工場で依然として使われ続けてきたこと等にみることができる。

また、国際競争にさらされていればおのずと効率性の向上を求めるメカニズムが働くものであるが、東独企業はコメコン体制下の輸出割当てと産業補助金のシステムに安住してきたため、そうしたメカニズムはほとんど作動しなかったようにうかがわれる。すなわち、東独を含めて東欧各国においては、輸出枠を特定企業にいったん割当てた後は変更せず、また、採算が悪化した場合には輸出補助金を供与するというシステムが定着していた（図表6）。その結果、輸出企業が独自に西側諸国と貿易するインセンティブは醸成されず、競争に十分にさらされることがなかったように見受けられる。

（図表6） 旧東独政府の歳出内訳（1988年）
(億東独マルク、%)

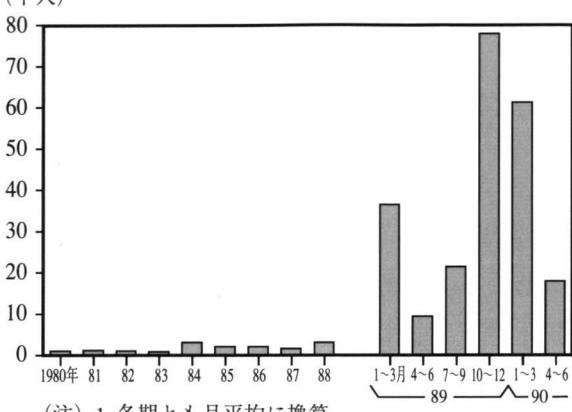
項目	金額	シェア
合計	2,695	100.0
住宅補助金	302	11.2
社会保障費	541	20.1
価格補助金	498	18.5
産業補助金	845	31.4
農業補助金	94	3.5
国防費	157	5.8

（資料）旧東独中央統計委員会「Statistical Pocket Book」

こうした根本的な要因に加えて、89年にハンガリーがオーストリアとの国境を開放したこと为契机として、既に統合前より若年層を中心とした相当数の東独住民がハンガリー経由で急速に西独へ流出するようになり（図表7）、これが東独産業の生産力を一段と減退させる方向に作用した。

（図表7） 東独から西独への移民の動向

（千人）



（注）1. 各期とも月平均に換算。

2. 90年7月以降は公式統計が存在しない。

（資料）連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」

（通貨統合後の状況）

東独経済はこのような脆弱性を根底に抱えて90年7月の通貨統合を迎えることとなった。通貨統合およびそれと並行して実施された諸措置は、こうした東独企業の脆弱さを一気に表面化させると同時にそれに追打ちをかける方向に働いた。また、その結果として、生産ラインの閉鎖あるいは企業活動の停止に追込まれる旧国営企業が増加し、これに伴い大規模な失業が発生することになった。この間の状況の特徴をやや詳しく記述すると以下のとおりである。

- ① 西側製品が自由に東独に流入するようになり東独製品のほとんどが粗悪品として広

く受止められたことや、適用された通貨交換比率の下では東独企業製品が価格競争力をほとんど喪失したことなども影響して、東独製品への需要は大幅に減退した。

② 東欧のコメコン貿易体制からの脱退や同加盟国の経済情勢悪化が重なって、輸出先の5割弱（金額ベース、ただし数量ベースでは7割程度）を占めるソ連・東欧向け外需の落込みがこれに拍車をかけることになった（競争力・販売ノウハウの欠落から西側市場への輸出先転換はほとんど不可能であった）。

③ 製品価格引上げが困難な状況の下で、産業補助金や輸出補助金の交付が90年7月頃より事実上削減される一方、企業経営の指針を失った旧国営企業の経営者が労組側の西独水準を目指した高率賃上げ要求を相次いで受け入れることにより、賃金が急テンポで上昇し始めたため、企業の採算が一段と悪化した。

□ 経済の現状と当面の展望

次に、東独経済の動向を生産・雇用・消費・物価の各面に分けてやや詳しくみるとともに、当面の動きを展望することとしたい。

（生産動向）

通貨統合前後から東独製造業の生産は縮小を始め、「'91年入り後には生産水準は通貨統合前と比べて約3分の2の水準へ低下した」（Schlesingerブンデスバンク総裁 [1991]）と推定されている。とりわけ化学・鉄鋼・機械等の重化学工業における生産の落込みが顕著であり、生産水準が統合前の2割程度にまで低下しているコンビナートも一部にみられている（Ifo経済研究所 [1991]、図表8、9）。

（図表8） 東独の鉱工業生産の推移

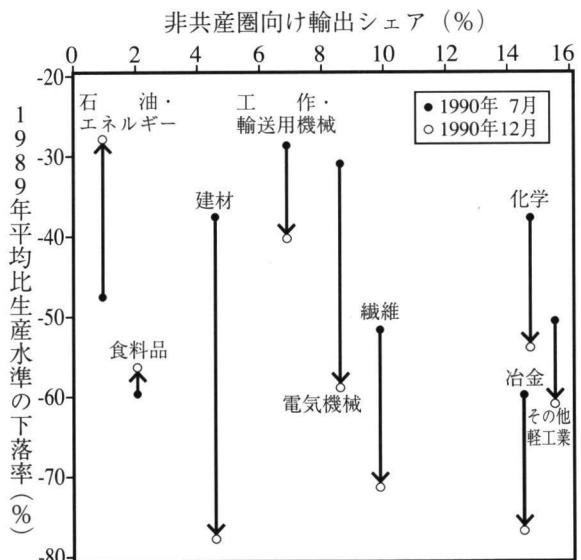
（1985年=100）

業種	1989年平均	90年7月		90年12月	
		指 数	変化率 (%)	指 数	変化率 (%)
合計	111.9	62.4	△44.2	50.9	△54.5
石油・エネルギー	103.9	55.0	△47.1	74.7	△28.1
化 学	109.3	67.5	△38.2	50.6	△53.7
冶 金	105.7	42.1	△60.2	25.1	△76.3
建 材	109.0	67.4	△38.2	24.6	△77.4
工作・輸送用機械	115.8	81.9	△29.3	69.5	△40.0
電気機械	138.6	95.1	△31.4	57.3	△58.7
織 繊	111.7	53.4	△52.2	32.5	△70.9
食 料 品	104.7	42.7	△59.2	45.4	△56.6
その他軽工業	113.4	55.5	△51.1	44.7	△60.6

（注）90年7月、12月の変化率は、89年平均比。

（資料）連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」

（図表9） 非共産圏向け輸出シェアと生産水準との関係



（注）シェアは1988年中。

その一方で、サービス業では、90年末頃からレストランや理髪店等に従事していた人々が独立して起業する、あるいは西独や外国の助成でフランチャイズ形態の店舗経営を始めるといった動きが広範化し、91年7月現在で約30万の個人企業が設立されるなど、経済体

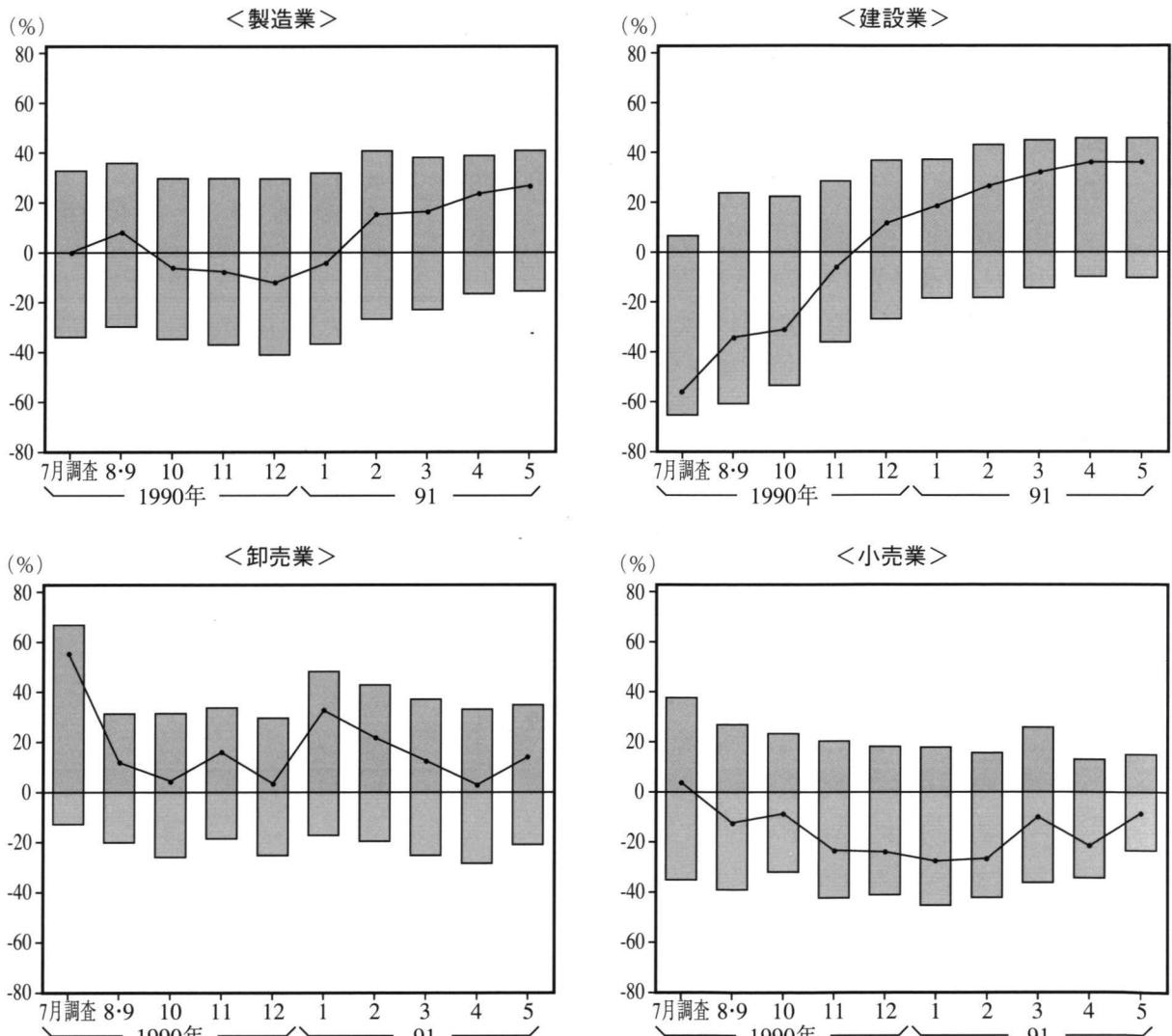
制転換の効果が企業家精神の勃興というかたちで早くも顕現化しているようにうかがわれる（ただし、こうしたサービス業における企業活動の増大は統計が未整備のため十分には捕そくされていない）。

当面の動きを展望すると、後述する旧国営企業民営化の緩やかなテンポ等からみて、製造業が回復に向かう足取りは依然として重い

と予想されるが、既に回復のみられるサービス業のほか、建設業でもインフラ整備案件や民営化企業からの受注の増大を予想して業況の改善を見込む先が増加している（図表10）。このため、91年末までには東独経済の収縮傾向に歯止めがかかり、92年以降は回復に転じるとの見方がこのところ強まってきているよううかがわれる（図表11）。

(図表10)

東独産業の業種別業況判断D.I. (6か月先の予測) の推移



(注) ■は「好転」と答えた企業の割合、■は「悪化」と答えた企業の割合、→はD.I. (「好転」 - 「悪化」)。

(資料) Ifo経済研究所「Wirtschaftskonjunktur」

(図表11) 諸経済研究所の東独経済見通し

[実質経済成長率] (前年比 %)

	1990年	91年	92年
Ifo経済研究所	△13.5	△20～△25	5～10
HWWA経済研究所	n. a.	△20	5
DIW経済研究所	△15～△20	△15～△20	n. a.

[雇用情勢] (年平均、万人)

	1991年		92年	
	失業者数	操短労働者数	失業者数	操短労働者数
Ifo経済研究所	100	175	150	100
HWWA経済研究所	110	180	180	80
DIW経済研究所	(合計の失業率 25%)		(合計の失業率 10%)	

(資料) 諸機関資料

(雇用情勢)

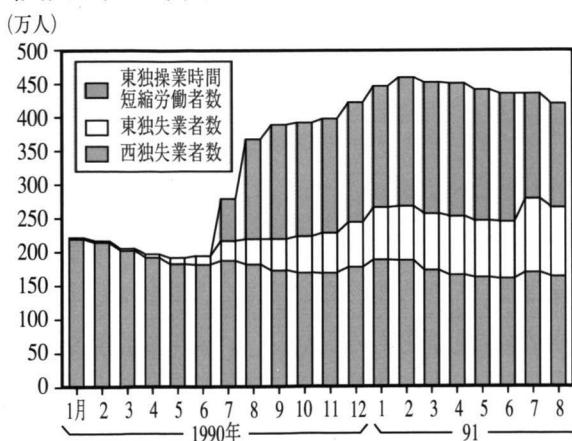
上記のような生産水準の低下に伴い、通貨統合後の雇用情勢は大幅な悪化をみている。登録失業者と操業時間短縮労働者を合算した実質的な失業者の総数をみると、91年春頃までは増加の一途をたどって約270万人（労働力人口900万人弱の約3割）に達し、その後若干の減少をみているとはいえないが極めて高水準の失業が続いている（図表12）。なお、通貨統合を契機として東独では主要業種の労働協約の中に1年間の解雇を禁止した条項が盛込まれたために、実際に就労している

いにもかかわらず最低1年間にわたってフルタイム労働者の6～7割程度の賃金が保証される「操業時間短縮労働者」が急増した。これらの多くは、解雇禁止期間が満了する91年7月以降は統計上「登録失業者」の分類に振替わることとなるものと予想されている。

先行きの雇用情勢を展望すると、民営化および西独や外国からの企業進出等によって東独経済が復興し生産活動が高まってくれれば、新たな雇用機会が創出され、失業者数は減少に向かうものと期待されている。もっとも、東独での生産活動が高まり雇用が本格的に増加するための条件の一つは、東独の労働者が西側の技術・経営・販売に関する知識や経験を身に付け、先行して上昇した賃金に見合うまで労働生産性を高めることにあるが、労働者の再教育には相当長期間を要するとみられるため、この面からも高水準の失業を抱えた状況が短期間のうちに解消されることは見込み難いよううかがわれる。

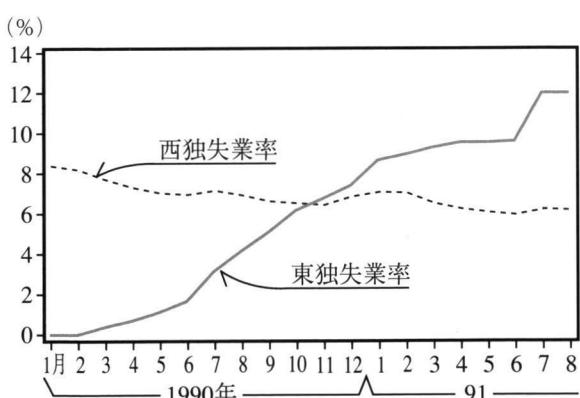
なお、東独で失業が増大する一方、西独経済では後述するように景気が過熱気味に推移し、一部職種の労働力不足が発生している（図表13）。こうした状況の下で、東独から西独への「越境通勤者（Einpendler）」は91年6月時点で約35万

(図表12) 東西ドイツの失業者等推移



(資料) ブンデス銀行「Monthly Report of the Deutsche Bundesbank」

(図表13) 東西ドイツの失業率推移



(注) 東独失業率は操業時間短縮労働者を含まないベース。

(資料) ブンデス銀行「Monthly Report of the Deutsche Bundesbank」

人に達しているが、東独の雇用情勢悪化を好転させるほど大規模な動きには発展していない。

(消費動向)

通貨交換によって、東独の個人預金が預金者に有利に評価された（個人預金の過半は1対1の交換比率で切替えられた）ほか、賃金についても通貨統合前の東独マルク建て賃金がそのまま（1対1で）西独マルク建に切替えられた。このため、東独で行過ぎた消費ブームが生じて、ドイツ全体にインフレ的影響をもたらすのではないかとの懸念が通貨統合を前にして強まっていた。しかし、以下にみるとおり、通貨統合後の東独家計の消費態度はかなり慎重であったよううかがわれる。

東独家計の消費・貯蓄動向については、通貨統合前ばかりでなく統合後に関しても信頼すべき統計が存在しないため、正確な動向をフォローすることはできないが、家計の預金残高の動き等を用いると、ある程度の推計は可能である。例えば東独家計の預金残高をみると、通貨統合直前の90年6月末から90年末にかけてあまり変化せず（それぞれ1,311億マルク、1,245億マルク）、マクロ的には預金の取崩しがほとんどなかったことを示唆するものであろう。つまり、東独家計は統合後の将来への不安に対する備えもあって貯蓄残高の維持を図るという行動を示したとみることができる。ただし、貯蓄残高にほとんど変化がないということは、90年後半の半年間に得た賃金所得（東独労働者の89年の平均賃金と就業者数を基に計算すると、半年間で約690億マルク）のほぼ全額が消費支出に充当されたことを示すものとも考えられる。このようにして推計された上記期間における東独の消費支出は、西独の消費支出の1割程度に過ぎないが、そのかなりの部分が西独製品の購入

に向けられたため、90年の西独GDPを相当押し上げる効果を發揮したと推定される。

(物価動向)

通貨統合以前には、食料品等の生活必需品や住宅家賃・公共交通料金等のサービス価格が政府補助金によって低水準に抑えられていた一方、家電製品や嗜好品等の奢侈品の価格は課税によって高水準に維持されていた。通貨統合以降の物価動向は、こうした政府介入の縮小の影響を受けて特殊な動きをみせている。すなわち、東独の生計費指数は、統合直後に奢侈品課税が全廃されたために大幅に下落した後、91年に入ると価格補助金が撤廃されてきたことを反映して住宅家賃を中心に上昇傾向をたどっている。残る価格補助金も今後撤廃される予定であり、東西ドイツの物価水準は概ね均等化しつつある。

(2) 今後の復興について

上述したように、東独経済は統一後深刻な経済困難に直面しているが、一方で企業家精神の勃興を思わせる動きも一部にみられ始めている。

そこで、こうした活力を活かすような復興の基盤が充足されるのかどうかという観点から実情を見直してみると、まず、法律・制度面では西独の体系が原則としてそのまま東独に適用されたため、市場経済を支える枠組みは一応整えられている。

もっとも、この先東独経済が実際に市場経済として立上がっていいくためには、なお多くの条件が満たされる必要があるよううかがわれる。その際、重要な鍵とみられる点は、今後の民営化あるいはそのために必要な西側からの直接投資の導入、およびインフラ投資の動向である（Deutsche Bundesbank[1991(a)]）。

すなわち、競争的な市場メカニズムや効率

的な企業経営を定着させるためには民営化の促進が急務と考えられるが、これまでのところサービス産業等における中小企業の新規設立の面では前述のようにかなり進捗をみているものの、基幹産業に関しては旧国営企業（現在は信託公社の管理下にある）の民営化が一段と進捗することを待たなければならない状況にある。一方、インフラ投資は東独経済の公共財整備に資するだけでなく、産業の基盤の整備、西側企業進出の誘因といった役割も持っているので、今後の経済復興に欠かせないものである。

以下では、この二つの鍵の各々について、旧国営企業の民営化や売却等を管理している信託公社の活動やドイツ政府による東独への財政支援を中心として整理することにより、東独復興の実情と課題を概観する。

(2-1) 民営化

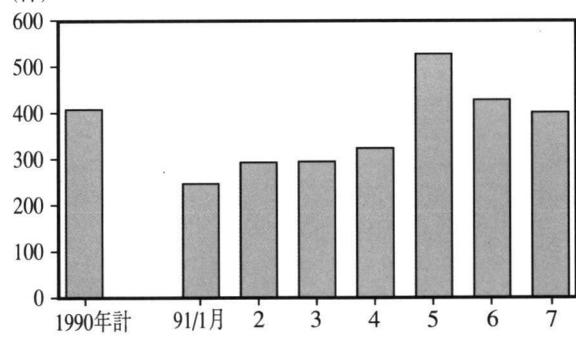
イ、民営化の進捗状況

東独における旧国営企業の民営化は、これを専門に管理する信託公社（Treuhandanstalt）によって推進されており^(注4)、同公社により民営化された旧国営企業数は91年8月までに約3,400社と全体の3割弱に達している

(図表14) (注5) 東独旧国営企業民営化のこれまでの特徴は、ポーランドのように地元市民への経営権委譲という形態を探らず、全社が西独や外国の投資家に売却されていることである。これは、西側市場の競争的環境の中で市場メカニズムや経営ノウハウ等に精通した経営者が民営化企業を運営することを通じて、早期に経営ノウハウや生産技術が東独に移植されることを展望するものである。また、その過程を通じて、経済制度という器だけでなく、その中で活動する個々の経済主体が市場経済に適合したものとなり、ひいては、そこから経済発展のダイナミズムが生み出されるものと期待されている。

(図表14) 信託公社による民営化の進捗状況

(件)



(資料) 信託公社「Treuhandanstalt Information」

(注4) 信託公社は、90年3月に当時の東独モドロウ政権により、「社会主義経済の枠内で東独産業の競争力を高めること」を目標として、設置されたものである。もっとも、旧来の経営陣を残留させたままの企業再建策では旧国営企業の体質の抜本的改善は困難との見方が次第に強まってきたため、同年6月に信託公社法が成立し、旧国営企業をドイツ内外へ売却するとの方針転換がなされた。

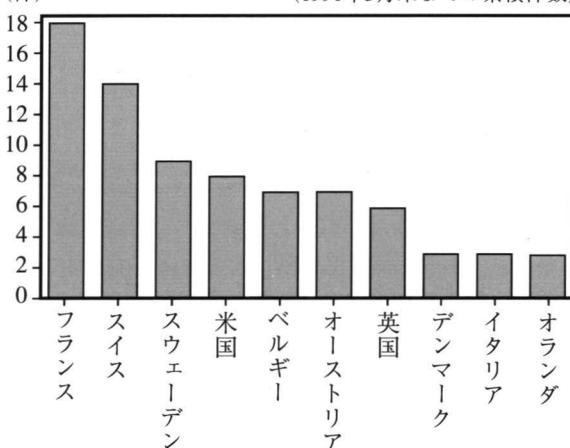
なお、信託公社は連邦大蔵省の管轄の下にあり、総裁・副総裁・理事からなる理事会、および各界から選出された委員からなる評議会が設置されている。ベルリンに本部、東独旧15県に各々支所を有する。

(注5) 旧東独を含む計画経済の諸国では、計画の効率的な運営を図る目的から企業の集約化や独占化（あるいは寡占化）が図られたため、コンビナート（Kombinat）の形態をとる国営企業が多かった（こうしたコンビナートは業種内あるいは地域内において独占的な供給者となり、これによって競争制限的な産業構造が固定化してきたといえよう）。コンビナートは、（垂直統合の形態で）中間投入部品から最終製品までを一貫して製造するほか、従業員の福利厚生施設を含む付随サービスの提供をも担う小型の自給自足経済圏を形成するものもあった。このため、現在推進されている民営化は、まず一つのコンビナートを複数の企業体に分割したうえで、分割された企業体の売却を個々に進めるケースが少なくない。したがって、民営化の対象となっている信託公社傘下の企業数は統合直前の8千社とみるよりは約12千社と数えることが適当とされている。

一方、買収側の西側投資家の内訳をみると、西独企業が大半を占め、西独以外の外国投資家は僅少である（図表15）。この背景としては次のような事情が指摘されている。

- ① 西独企業では、新たな市場である東独でのシェア争いに出遅れまいとの観点に立ち、短期的な収益性よりは長期的な経営戦略を重視して、生産・営業拠点の早期整備に取組んだこと。
- ② 西独企業の中には東独企業と比較的親密な取引関係を保っていた先も多く、そうした先では、民営化対象企業の経営資源等に関する非公開情報にアクセスしやすく、買収に至るまでの検討期間が相対的に短かったこと。
- ③ 統一により西独の経済法が東独に原則として適用されることとなつたため、他の西側企業に比べて西独企業が迅速に適応できしたこと（例えば環境保護基準への対応等に関して、西独企業は他の西側企業よりも事実上有利な状況に置かれている）。

（図表15）民営化における主な外国投資家の動向
(件)



（資料）信託公社「Treuhandanstalt Information」

口、民営化の障害

旧国営企業の民営化にあたっては、買収を検討する西独や外国の投資家からは、次の諸点が重大な障害となっていると指摘されてきた（Ifo経済研究所 [1990] 、図表16）。すなわち、①土地所有権問題、②環境汚染対策、③旧国営企業の旧債務処理、④旧国営企業の資産評価問題、⑤インフラの不備、⑥行政組織の非効率性、⑦東独労働者の生産性等の点である。

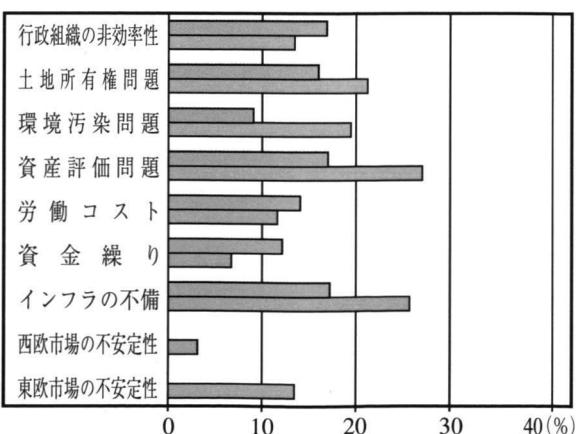
（イ）改善のみられるもの

このうち、①土地所有権問題、②環境汚染対策、③旧国営企業の旧債務処理の三点については、以下にみるように、これまでに相応の改善措置が執られてきているようにうかがわれる。

（土地所有権問題）

土地所有権問題とは、第二次世界大戦後のソ連占領（45～49年）および東独の社会主義政権

（図表16）東独での直接投資阻害要因に関するアンケート



（注）上段は1990年8月、下段は90年11月時点での調査。
なお、「西欧市場の不安定性」、「東欧市場の不安定性」は、90年8月調査では、選択肢に含まれていなかったため、回答数はゼロ。

対象企業数は、西独の製造業2,250社。

（資料）Ifo経済研究所「Schnelldienst」

の期間（49～90年）に接収され、「人民所有財産」として国の管理の下に置かれてきた私有不動産について、90年7月の通貨統合を契機として、第二次世界大戦以前にこれらを所有していた旧地権者から百万件を超す返還請求が出されたことに端を発する。こうした所有権の帰属について明確な決定がなされない限り、旧国営企業の買収を企図する企業にとって、民営化対象企業の資産の法的権利関係が不確定のままとなりかねないため、買収をためらわせる重大な障害となっていた。このような状況に対して、90年10月発効の統一条約および91年3月の「東独不動産に関する特別法」等において、返還請求対象不動産を一部に限定することが立法化され、これに続き91年4月に出された連邦憲法裁判所判決により、これらの立法措置は合憲と判断されたため（注6）、旧国営企業の不動産の所有権は買収先に移転すること（ただし、旧所有者には信託公社が金銭補償する）がほぼ明らかとなった（注7）。

（環境汚染対策）

環境汚染対策については、旧東独時代に旧国営企業が環境保護に対して無関心であったために、工業地帯では土壤や水質の汚染が深刻な状況にある。こうした汚染の発生源となってきた旧国営企業を買収する場合には、汚染除去や汚染被害に対する補償等のコストが買い主のコストとなることも予想されたため、民営化の大きな障害の一つとなっていた。これに対して、ドイツ政府は91年3月に「民営化および投資促進法」を制定し、企業売却契

約を結ぶ際に信託公社が過去の環境汚染を除去しないし補償するための諸コストを負担することを可能とする手立てを講じている。

（旧国営企業の旧債務処理）

また、これと同様に、旧国営企業が抱えていた旧債務（推定約1,000億マルク）についても、原則として信託公社がこれを継承することになった。

（口）依然として大きな障害となっているもの

一方、民営化阻害要因のうち、いまだに大きな問題となっているものは、④旧国営企業の資産評価問題、⑤インフラの不備、⑥行政組織の非効率性の三点である。

（旧国営企業の資産評価問題）

旧国営企業の資産評価問題については、当初90年10月末を期限として財務諸表の開示が予定されていたが、固定資産（建物・機械設備等）が全く償却されていないなど、西側の企業会計原則を適用しようにもその懸隔が著しいために、資産評価は一部を除き棚上げにされたままとなっている。信託公社が公表している旧国営企業情報の中にも財務データは盛込まれておらず、売却交渉が進んだ際に漸く算出されるという事態が続いている。

（インフラの不備）

インフラ面については、道路・鉄道・電話等の運輸・通信網を中心に設備の老朽化が著しく、ハイテク化の時流からは遠く取残され

（注6）代表的判例は、91年4月のソ連軍接収不動産に関する返還請求を棄却したものである。

（注7）なお、第二次世界大戦前・戦中にナチス政権によって没収されたユダヤ人の旧所有地の返還請求問題が別途問題となっている。

ている。このため西側企業では円滑な物流や情報伝達が確保されていないのではないかといった疑念が生じ、これが企業買収を敬遠させる一つの要因となっている。とくに通信網については、東独政府の情報管理政策の影響もあり、統一前の電話普及率がわずか7%（西独の普及率は98%）という状態であった。統一後は、連邦政府のほか、連邦郵便公社（Bundespost）や旧東獨国鉄（Reichsbahn）がインフラ整備は不可欠であるとの判断から、91年以降のインフラ整備計画を策定している（図表17）。しかし、これらの投資の効果が顕現化するまでにはなお長期間を要するとみられている。

（図表17） 東独復興関連投資計画（1991年）

[公的部門]

(億DM)

整備内容	金額
アウトバーン（連邦政府）	45
鉄道（旧東獨国鉄）	80
電話（連邦郵便）	70
インフラ一般	14
学校・病院	50
研究・開発機関	10
合計	270

[民間部門]

(億DM)

業種	金額
電力	30
ガス	10
製造業	90
建設	8
商業	15
銀行・保険	15
合計	168

（資料）Ifo経済研究所、ドイツ銀行

（行政組織の非効率性）

行政組織に関しては、旧国営企業売却に際しての行政手続きの遅延や登記簿等の公文書作成にあたり瑕疵や錯誤が常態化し、民営化に支障を来している。政府は特別な手当てあるいは待遇を与えることにより西独から東独へ公務員を転勤させて業務の効率性向上を図っているが、いまだに明確な成果はみられていない模様である。

（東独労働者の生産性）

この間、東独労働者の生産性については、通貨統合直後の予想に比べて民営化を大きく妨げるものではないとの見方も一部に出てきている。すなわち、通貨統合後の高い賃上げによって、東独労働者の賃金コスト面での優位性が崩れたとみられていた（図表18）が、

（図表18） 東独における賃金引上げと最近の水準
（賃金協定ベース）

業種	組合員数 (万人)	実施時期 (年／月)	対旧西独賃金比 (%)
金属・電機	110	91/4～94/4	62.5～100*
建設	45	91/1	60
		4	65
銀行	2	91/1	55
		7	63
小売	60	91/2	65
		9	71
		92/1	75
公務員	170	91/7	60

（注）*4段階に分けて引上げを実施。

（資料）ブンデスバンク「Monthly Report of the Deutsche Bundesbank」

東独企業を最近買収した西独企業の中には、東独労働者のモラールや学歴などの資質の高さ（図表19）を改めて見直す声も聞かれるほか、職業再訓練が早くも効果を發揮し始めている例も出てきている。しかし、こうした動きは依然として一部に過ぎず、東独経済全体の生産性・競争力が高まり、それが成長や雇用の増加（失業率の目立った低下）に結びつくまでには、相当の期間を要するとみるべきであろう（注8）。

（2—2）インフラの整備

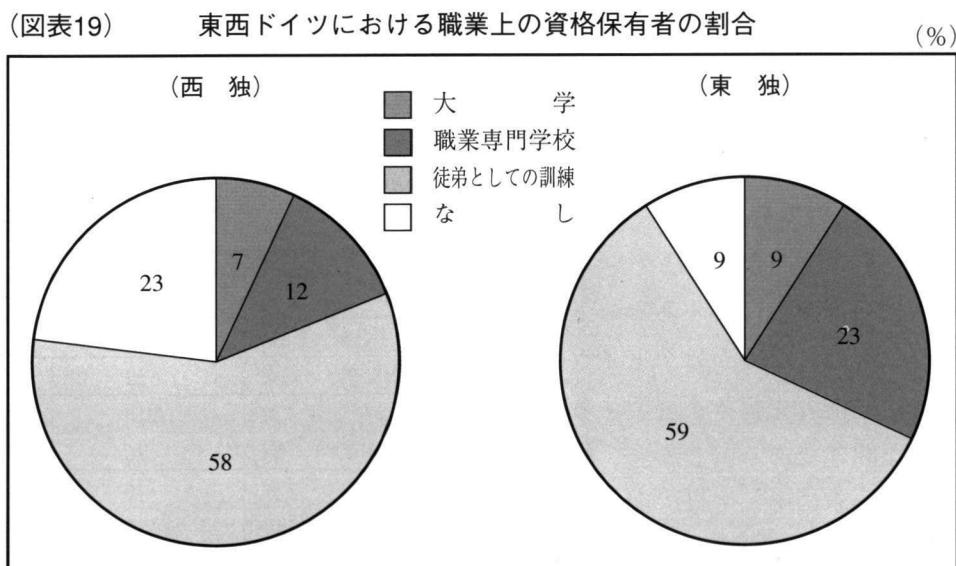
イ、インフラ整備の方策

次に、東独復興のいま一つの鍵であるインフラ整備の側面をみると、①連邦政府歳出やドイツ統一基金等による直接支援、②前述の連邦郵便公社や旧東獨国鉄など公的企業による投資、③民間投資の促進を図るための財政

上の優遇措置の三点を柱として進められている。そこで、この間の事情をみると以下のとおりである。

いうまでもなく、インフラ整備の中心は①の連邦政府歳出である。ただし、91年度歳出をみると、東独向けとして約930億マルクが計上されているが、このうち経常的支出のウエイトがかなり高く（社会保障費約260億マルク、債務にかかる利払い費約120億マルク等）、インフラ整備のための歳出は大きな制約を受けている。さらに、92年度についても、東独向け支出総額は約1,090億マルクと91年度比小幅の増加にとどまっており、社会保障費や利払い費の目立った減少は見込み難いため、インフラ整備関係の連邦政府支出はおのずと抑制されるものとみられている。

しかし、これは復興や企業活動の基盤となる項目についての重点的な投資を必ずしも妨



（資料）Ifo経済研究所

（注8）東独では、利潤概念や企業会計への理解、競争的環境の下での価格設定やマーケティングのノウハウ、資金調達の経験等が経営者・労働者を問わず著しく不足しているといった指摘が依然として聞かれるところである。

げるものではない。なぜなら、インフラ関連投資はすべてが連邦あるいは地方政府によるというものではなく、分野によっては政府予算に制約されない公的企業が投資の主体となっているからである。先にも述べたように、運輸・通信など整備が最も必要とされる部門では各々旧東獨国鉄および連邦郵便公社などが積極的なインフラ拡充計画を策定している。

さらには、民間投資を活用することができれば、連邦財政上の負担をさほど高めることなく、産業・生活基盤を改善していくことも相当程度可能であるからである。こうした趣旨もあって、全体的な民間投資促進措置の一環として、これまでにも金融・税制等の面で多岐にわたる投資優遇措置が実施に移されている（図表20）。もちろん、これらの措置は、こうしたインフラ整備だけを目的としたものではなく、近代化・事業転換・中小企業振興・新規企業設立・環境保護などの幅広い目的を持ったものであり、上述した民営化や直接投資の促進にも資することが期待されている。

口、インフラ改善のコストおよびテンポ

東独のインフラの改善に要するコストや期間がどの程度のものになるかは、ドイツ経済のみならず世界経済の先行きを展望するにあたっても重要な問題である。しかし、復興のコストやそのテンポに関しては、政府の考え方が必ずしも明確には表明されていないほか、民間でも意見の一致をみているわけではない。

そこで、ここでは、いくつかのかなり大胆

な仮定に基づいて試算を行うことにより、復興のコストや期間等について大まかな姿を把握してみたい。まず、試算のための仮定を列挙すれば、①東独の資本ストックが現在は実質的に無価値（ゼロ）であり、また、フロー・ベースでみても東独自体が貯える投資は西独に比べて極めて少額であること、②復興の目的は一人当たりの資本ストックを現在の西独と同一の水準に増大させること（図表21）等である。

上記仮定に基づく試算によれば、一人当たりの資本ストックを現在の西独と同一水準に引き上げるためにには、90年価格で総額2兆マルク強の投資が必要となるものと算出される。西独の総固定資本形成（政府・民間合計）は年間5,000億マルク強であるので、東独の一人当たり資本ストックが現在の西独と同一水準になるためには、ドイツ全体の投資をすべて東独に振向けても4年間を要することになるとの試算結果が得られる（もちろん、東独への年々の配分が小さくなれば、それに応じて所

（図表21）東独における所要資本ストック額の試算
(十億DM)

業種	西独ストック（注）	東独所要ストック
農林水産業	312	84
エネルギー・鉱業	522	141
製造業	1,213	328
建設業	76	21
商業	346	94
運輸・通信	655	177
サービス	4,953	1,339
合計	8,078	2,183

（注）西独ストックは88年時点のものをGNP（総固定資本形成）デフレータを用いて90年価格に変換。

（資料）連邦統計局「Statistisches Jahrbuch」

(図表20)

東独に対する主な経済支援措置

[信用供与]

- ・欧州復興基金（ERP）融資プログラム
新規事業、近代化、環境保護、観光促進を目的とする中小企業に対して実施。
<融資限度額：1百万DMおよび投資総額の2分の1、金利：7.5%、期間：最高20年>
- ・復興金融公庫（KfW）による住宅近代化プログラム
持家や貸家の近代化のために、個人および企業に対して実施。
<融資限度額：500DM/m²、期間：最高25年>
- ・地方公共団体向け融資プログラム
地方公共団体のインフラ整備のための融資プログラム。
<融資限度額：投資総額の3分の2、期間：最高30年>
- ・自己資金援助プログラム
事業の拡張・強化による経営基盤安定のための融資プログラム。
<融資限度額：35万DMおよび投資総額の4分の1、金利：0~10%（累増）、期間：最高20年>
- ・復興金融公庫（KfW）による投資プログラム
長期資本を要する投資案件について、企業・自営業者に対して実施。
<融資限度額：投資総額の4分の3、金利：7.5%、期間：最高10年>
- ・復興開始プログラム
近代化・リストラ関連設備投資に対する融資プログラム。
<融資限度額：10百万DMおよび投資総額の2分の1、期間：最高10年>
- ・復興金融公庫（KfW）による従来型資本参加プログラム
中小企業の事業開始・拡張、および環境改善にかかる投資案件に対して実施。
<融資限度額：10百万DMおよび投資総額の4分の3、金利：7.5または8.0%、期間：最高10年>
- ・ドイツ補償銀行による融資プログラム
生産工程・製造品の切替え、および環境保護にかかる投資案件に対して実施。
<融資限度額：1.5百万DMまたは投資総額の2分の1、金利：7.5または8.0%、期間：最高20年>
- ・ECによる融資プログラム
歐州投資銀行（EIB）、歐州石炭鉄鋼共同体（ECSC）、歐州原子力共同体（EURATOM）による融資プログラム。

[信用保証]

- ・中小企業信用保証
<保証限度額：20百万マルク、手数料率：0.9%、期間：最高23年>
- ・国民経済上望ましい投資案件にかかる信用保証
- ・住宅近代化等にかかる個人ローンの信用保証
- ・その他公的機関による保証（州政府、信託会社、EIB、輸出保険公社）

[優遇税制]

- ・有価証券取引税、財産税の導入延期（93年以降に導入）
- ・減価償却優遇制度
通常の償却に加えて最高50%の追加償却が当初5年間で可能。
- ・一般投資奨励金
91年末までの動産投資については12%、92年中については8%の投資額に対する奨励金を給付。
- ・所得税の追加控除

[その他の支援措置]

- ・投資補助金
投資対象により、15~23%の補助金を給付。
- ・信託公社による支援措置
- ・農業、住宅近代化、研究開発、輸出損失等にかかる補助金
- ・操業時間短縮労働者に対する給付金

(資料) ブンデスバンク 「Monthly Report of the Deutsche Bundesbank」

要年限はより長いものとなる) (注9)。いまでもなく、この試算は復興のコストを大づかみに把握するための極めて腰だめ的なものであり、前提の置き方によって試算結果が大きく異なり得る点に留意しておく必要がある(注10)。

このように東独のインフラ改善のコストが相当多額に上ることは否定し難いため、東独のインフラ整備について短期間に全面的な改善を図ろうとすれば、ドイツ公的部門の赤字は民間部門の貯蓄超過幅を大幅に上回ることになろう。それは既に相當に高まっている賃金・物価の上昇圧力をさらに強めるほか、マルク金利の上昇をもたらし、この両者が近隣諸国をはじめとして世界全体へも搅乱的影響を及ぼしかねない。したがって、インフラ整備にあたっては、時期に応じて重点目標を絞ったり、あるいは、重点分野以外への財政支出を削減することが要請されている。後に詳しくみるように、そのような適切な財政政策運営がなされるならば、ドイツ経済の健全な体質を維持することが可能となるとともに、世界経済に搅乱的影響を及ぼす可能性も小さなものとなろう。

ハ、東独における金融システムの整備

上記のように、東独における経済全体の

インフラ整備にはかなりの期間を要するとみられるが、金融システムについては、比較的短期間に整備されつつある。

すなわち、統合前の東独の金融制度の下で提供される金融サービスは硬直的であり、金利を例にとってみると、貸出金利にこそ幅はあったものの預本金利は固定的であった(図表22)。これに対して、統一後は原則として西独の金融システムがそのまま移入された(注11)ため、東独でも西独同様のサービスが提供される環境が整えられた。

また、3大銀行(ドイツ、ドレスナー、コメルツ銀行)を筆頭として西独の金融機関は、東独の金融機関を傘下に収めたり、新たに拠点を設立することを通じて、統一後数か月間で、

(図表22) 旧 東 独 の 金 利 体 系

	種 別	適用金利 (%)
預 金	家計向け貯蓄預金	3.25
	企業向け短期預金(1年未満)	1.0
	〃 長期預金(1年以上2年未満)	2.0
	〃 (2 〃 3 〃)	3.0
	〃 (3年以上)	4.0
貸 出	家計向け消費者ローン	3.0~ 6.0
	企業向け貸出	1.8~ 8.0
	〃 当座貸越	12.0

(資料) IMF「Occasional Paper No. 75」

(注9) 仮に投資額が年間1,000億マルクであれば約20年を要することになるが、部門別に分けると、産業復興上重要な運輸・通信関連業種では、所要資本ストックを総額1,800億マルク弱とすると、91年度の投資予定額(195億マルク)が約9年続けば、ここで前提とした目標を達成し得ることになる。

(注10) とくに、①現在の東独の資本ストックの価値を過小評価している可能性、また、②今後の投資の重点を産業基盤の整備に絞るのであれば、上記試算はウエイトの大きい住宅(前掲図表21ではサービス業に含まれ、その資本ストックの大半を占める)を含めているので、所要投資額を過大評価している可能性があることには留意しなくてはならない(この二点を勘案しただけでも所要投資額は半分以下となる)。

(注11) 金融機関にかかる規制については西独と同一である。なお、ブンデス銀行は通貨統合後、東独の金融市场が未発達である点に配慮して、同行における東独金融機関の再割引枠の設定や割引対象手形の選定に関して、優遇措置を実施している。

東独内に店舗網を設立している（図表23）。この結果、西独から東独への金融業務のノウハウが早期に移転されることも期待される。もっとも、東独へ進出した金融機関の活動の主目的は、これまでのところ長期的戦略に基づく支店網整備と預金吸収にあり、東独企業に対する融資をみると、その多くが信託公社による信用保証の付された案件となっているなど、なお慎重な対応ぶりを示しているよううかがわれる。

（図表23） 西独金融機関の東独への進出状況
(1990年末)

金融機関名	東独内支店数	東独への進出形態
ドイツ銀行	156	独自店舗（34支店）および合弁銀行（ドイチェ・クレジット銀行との合弁によるドイチェバンク・クレジット銀行）の店舗（122支店）を確保。合弁銀行の持株比率は、設立時の49.0%から100%に引き上げ、経営権を掌握。
ドレスナー銀行	107	独自店舗（35支店）および合弁銀行（ドイチェ・クレジット銀行との合弁によるドレスナーバンク・クレジット銀行）の店舗（72支店）を確保。合弁銀行の持株比率は、設立時の49.0%から100%に引き上げ、経営権を掌握。
コメリツ銀行	50	独自店舗のみで営業。
バイエルン協同銀行	28	東独南東部（ザクセン州）を中心に営業。更に西独北部を地盤とするフェラインス・ウント・ウェスト銀行を買収し、東独北部での営業基盤拡張も企図。

4. 西独経済の動向と展望

次に、通貨統合およびドイツ統一を経て、西独経済がどのように変化してきているかを振返ってみよう。これは、①東独という人口

約17百万人の新しい市場が加わったことによる需要創出の側面と、②東独復興支援に伴う負担増大の側面に大別できる。

これまでのところは①の需要創出の側面が②の負担増大の側面に先行し、これを一つの背景として西独経済は90年央からの約1年間にわたり過熱感を帯びるほどの急テンポの拡大を示してきたが、今後は復興の負担増大に伴う影響をより強く受ける方向に進むと考えられる。以下では、こうした観点から西独経済の動向をやや詳しくみることとしよう。

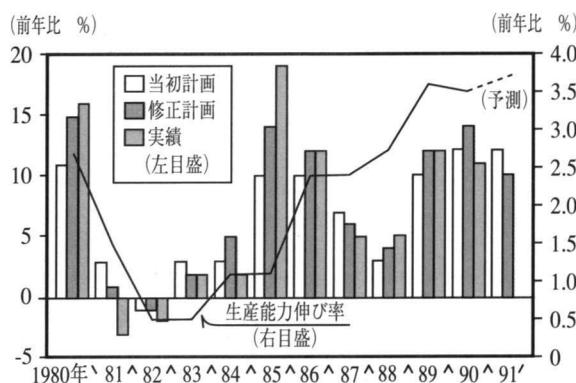
（景気動向）

西独経済は86年以降景気拡大を続けているが、90年には実質GDP成長率が前年比+4.5%と76年（+5.6%）あるいは73年（+4.7%）以来の高い伸びとなり、91年に入ても上期成長率は前年同期比+4.7%と引き続き+4%台の高成長を示してきた。この結果、製造業の高稼働率に端的に示されるように、西独内の需給は70年以来の逼迫した状況となっている。

この背景には、西独経済自体の要因（自律的拡大のメカニズムや90年中に実施された所得税減税の影響等）も挙げられるが、上述したような統一に伴う需要創出効果が大きく寄与したものと考えられる。

すなわち、企業の設備投資をみると、統一に伴う需要増大を展望した投資意欲の一段の高まりを背景として、89年後半以降高い伸び（89年+9.8%、90年+12.9%）が続いている。91年についても、西独主要企業の設備投資計画に関するIfo経済研究所の調査をみると、一部にやや慎重姿勢を表明する企業があるものの、全体では3年連続2桁の増加が見込まれ

(図表24) 西独主要企業の設備投資動向



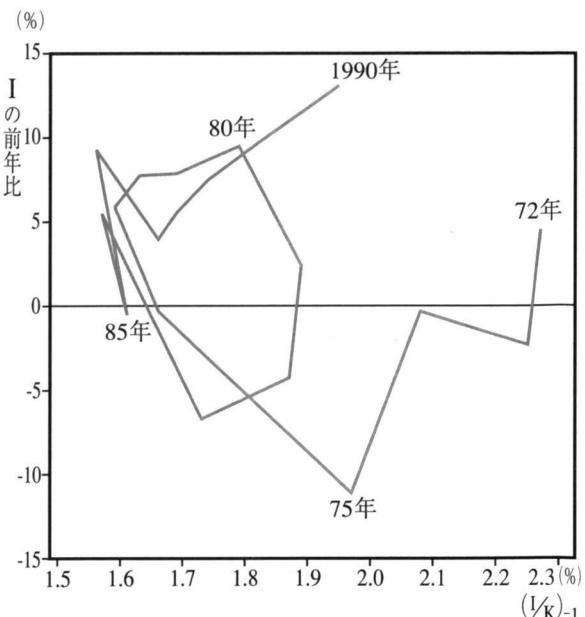
(注) 調査対象は主要製造業2,500社。直近調査は91年3~5月に実施。

(資料) Ifo 経済研究所「Schnelldienst」

ている(図表24)。こうした設備投資の増大は、これまでみられた西独の設備投資パターン(資本ストック・サイクル)から離れるものである。すなわち、設備投資の資本ストックに対する比率と設備投資伸び率の関係を時系列的にグラフに示すと、80年代のストック・サイクルは小さな時計回りの曲線で描かれる(図表25)。この既往パターンに基づくと、89年から90年にかけては設備投資/資本ストック比率が高まっていただけに、設備投資の伸び率は90年以降低下が見込まれる状況にあったが、実際には設備投資の伸び率は一段と上昇した。こうした旺盛な設備投資の主な動機は、統一に伴う需要増大を展望した能力増強にあるようにうかがわれる(図表26)。

この間、西独の個人消費(GNPベースでは、東独家計の西独製品に対する消費支出は「西独からの移出」に組入れられ、西独の個人消費からは除外)をみると、所得税減税の影響(90年)や高率の賃上げ(90年6%程度、91年6ないし7%程度)等を背景に、高い伸びを示している(図表27)。財別にみると、

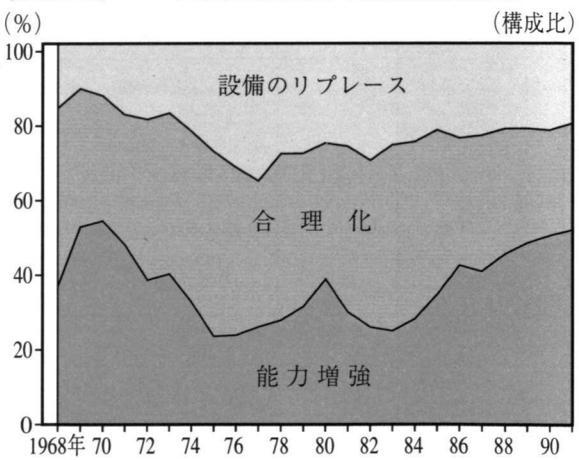
(図表25) 西独の資本ストックと設備投資の関係



(注) Iは実質設備投資額(年中)、Kは実質資本ストック(年末)で、いずれも85年価格。

(資料) ブンデス銀行「Monthly Report of the Deutsche Bundesbank」、連邦統計局「Statistisches Jahrbuch」

(図表26) 西独主要企業の設備投資動機



(注) 対象は(図表24)の設備投資動向調査に同じ。

(資料) Ifo 経済研究所「Schnelldienst」

とくに自動車については、東独家計が西独中古車市場に買い手として大量に参入してきたために中古車価格が上昇し、これが西独家計の買替え需要を喚起して、新車販売を急増させるといった動きが顕著にみられ、いわば統

(図表27)

西独の小売売上金額(品目別)の推移

(前年比 %)

	1989年	90/1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	91/1~3月	4月
合計	4.8	7.0	7.5	15.9	11.7	15.0	11.1
飲食料品・たばこ	5.1	7.5	7.2	11.1	6.6	6.5	0.4
衣料品・靴	1.6	5.3	6.3	14.4	10.7	11.1	16.4
家具・家電等	6.2	6.3	10.1	14.4	11.0	11.8	10.7
自動車・オフィス機器	9.0	7.6	7.1	33.1	23.5	33.2	26.7

(資料) ブンデス銀行「Monthly Report of the Deutsche Bundesbank」

一を起点とする循環が働いているように見受けられる (Collier et al. [1991])。

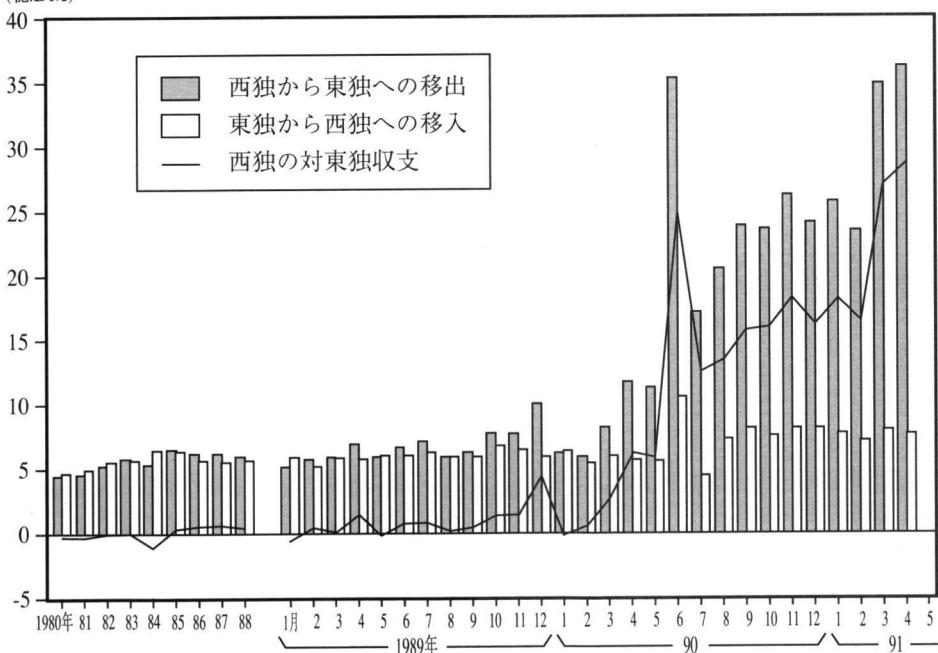
また、西独から東独への移出の増大も見過ごすべきではない(注12)。西独から東独への移出は、既に89年11月の「ベルリンの壁」開放以降増加し始めていたが、90年7月の通貨統合によって東独家計の購買力が高まったこ

とやこれまでアクセスし難かった西独製品への需要が顕在化したことによって、一段と増大した。この点を両独間の財移出入統計によつてみると、90年6月以降西独から東独への移出が一方的に増大している姿がみてとれる(図表28)。財別では、自動車・家電製品等の耐久消費財が過半を占めているとみられ

(図表28)

東西ドイツ間の移出入動向

(億DM)



(注) 年次計数については、月平均に換算。

(資料) 連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」

(注12) 西独の貿易統計では、通貨統合前から両独間取引が統計から除外され、国内の移出入として計上されてきた。一方、G N P 統計では、統合前ののみならず統合後も両独間取引が西独の輸出入として計上されている。

る。こうした移出の増大は、前述のように、西独の総需要全体をかなり押し上げたとみられる。なお、西独G N P統計の外需の動向をみると、東独への移出が増大すると同時に、海外諸国からの輸入が増大しており、両者が相殺し合う姿となっている。

(財政面の動向)

このように、ドイツ統一は少なくとも91年上期までのところでは西独の景気拡大の持続に大いに貢献したわけであるが、このところ連邦政府が東独復興に向けた財政支援のために、西独向けの歳出を抑えるとの姿勢を打ち出していること、さらに、91年下期より歳入確保のために大型の増税措置が導入されたことから、今後こうした財政措置が西独景気に抑制的な影響を及ぼしていくものとみられる。そこで、最近における財政スタンスの変化を連邦政府財政を例にとって具体的にみてみよう(図表29)。

(図表29) ドイツ連邦政府財政の動向

(億DM)

	1990年度 (決算)	91年度 (予算)	92年度 (予算案)
歳出	3,801	4,103	4,224
うち東独向け	690*	930	1,090
歳入	3,334	3,439	3,727
うち税収	2,938	3,118	3,379
收支	△467	△664	△497

(注) *印は推計値。なお、財政年度は暦年に一致。

まず、90年度においては、西独向けの歳出だけに限れば約3,110億マルクと前年度比6%増に抑制されたものの、補正措置により東独向け歳出として約690億マルクが計上されたため、歳出総額は前年度比30%増の3,801億マルク(決算ベース)と既往最高額となった。また、91年度予算についても、西独向け歳出はわずか2%増の約3,170億マルクにとどめられた一方、東独向けは約930億マルクと大幅に増額されている(この結果、歳出総額は4,103億マルクへ増大)。こうした歳出増をカバーするために、歳入面では91年7月より所得税・石油税の引上げなど広範な増税措置が導入された(注13)。このような西独での増税と東独関係支出の増大というパッケージは、西独から東独への所得移転の増大にほかならず、今後西独の家計や企業の支出の伸びを制約する方向に作用していくものとみられる。

(貯蓄・投資バランスの動向)

ここで財政のバランスをみておくと、連邦政府の財政赤字は、90年度に467億マルクに増加した後、さらに91年度予算では664億マルクに達するものと見込まれている(注14)。このほかに、州政府の赤字、あるいは連邦予算に計上されないドイツ統一基金等の赤字が存在するため、これらを含めた公的部門全体の赤字は、90年に920億マルク(対G N P比率3.8%)となった後、91年には1,550億マルク(同5.1%)、

(注13) 増税措置(石油税、所得・法人税等の引上げ)により、91年度に約170億マルク、92年度に約280億マルクの増収が見込まれている。このほか、まだ予算案には盛込まれていないが、歳出削減策として各種補助金(旧西ベルリン補助金、西独雇用創出関連補助金等)の削減や優遇税制の縮小(92年度の97.5億マルクをはじめとして95年度までの4年間で合計330億マルク削減)が計画されている。

(注14) なお、92年度政府予算案の收支尻は497億マルクの赤字にとどめられているが、この赤字目標を実現するためには追加的な赤字削減措置が必要との見方が有力である。

この比率は石油危機等の混乱期を除けば第二次世界大戦後で最も高い水準）、92年にも1,300億マルクないし1,400億マルク前後に上ると推計されている（図表30、31）。こうした財

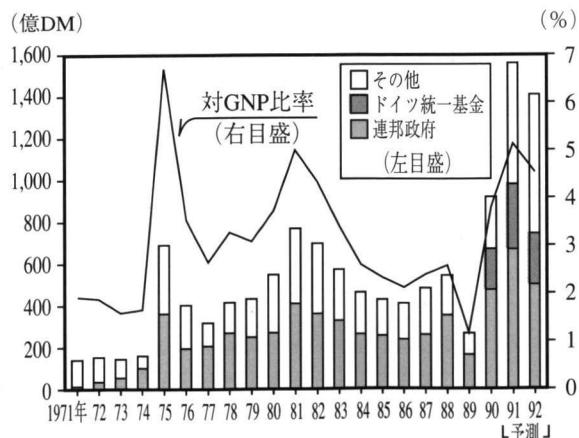
（図表30）ドイツ公的部門赤字額の内訳見通し（億DM）

	1990年 (実績見込み)	91年 (見通し)	92年 (見通し)
連邦政府	470	660	500
西独州政府・地公体	230	230	230
東独州政府・地公体	0	230	250～350
ドイツ統一基金	200	310	240
債務清算基金	0	50	20
歐州復興基金	20	70	70
公的部門計	920	1,550	1,310 ～1,410
<対GNP比率 %>	<3.8>	<5.1>	<4.2 ～4.5>
(参考)信託公社	40	210	310
信託公社を含めた公的部門計	940	1,760	1,620 ～1,720
<対GNP比率 %>	<3.9>	<5.8>	<5.2 ～5.5>

（注）見通しが十億DM単位であるため、連邦政府赤字の計数は、（図表29）の金額を十億DMの位で四捨五入している。

（資料）Ifo経済研究所、ドイツ銀行

（図表31）ドイツ公的部門赤字額等の推移



（注）91、92年の予測は、Ifo経済研究所等による。

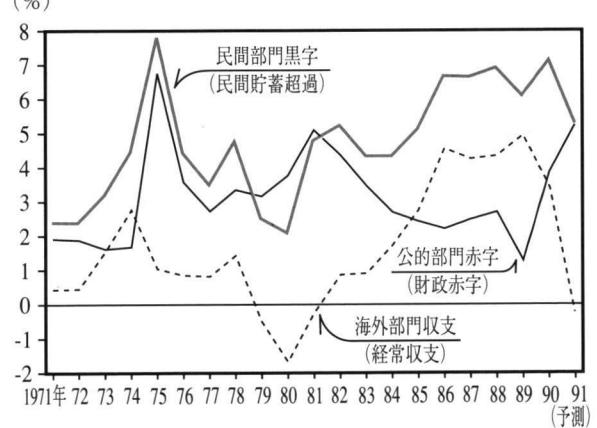
（資料）ブンデスバンク「Monthly Report of the Deutsche Bundesbank」、Ifo経済研究所「Wirtschaft und Konjunktur」

政赤字の拡大は、西独経済にとっての潜在的なインフレ要因となり得るので、これにどのように対応するかが重要な政策課題となっている。

また、このような公的部門赤字の急増は、91年以降の西独の貯蓄・投資バランスを大きく変化させてきている（対GNP比ベース、以下同じ、図表32）。ちなみに、91年には公的部門（一般政府）の貯蓄不足幅が一段と増大し、民間の貯蓄超過幅とほぼ同額の赤字となる見込みであり、この結果、海外部門（経常収支）の黒字は急激に減少し赤字に転じる可能性もある。

今後の貯蓄・投資バランスの推移を展望すると、民間部門においては、増税等により公共部門への所得移転が増大するほか、これまで相対的に小規模であった西独民間企業による東独向け投資が次第に増加するとみられるなど、貯蓄・投資バランスは悪化の方向にある。こうした中にあって、公共部門においても東独復興関連の財政支出が本格化すると予想されている（IMF [1990]）。このため、

（図表32）ドイツの貯蓄・投資バランス（対GNP比率）



（注）1. 91年の予測は、Ifo経済研究所等による。

2. 90年上期以前は、西独ベース。

（資料）ブンデスバンク「Monthly Report of the Deutsche Bundesbank」

公共部門の投資超過の増大に何らかの歯止めをかけなければ、西独全体の貯蓄・投資バランスが大幅に悪化しかねない。この点、連邦政府をはじめとして公共部門全体が歳入の増加・経常支出の削減に向けて本腰を入れて取組むことが要請されている。

(物価動向)

前述したように、通貨統合によって東独家計の購買力が増価し、ドイツ全体としては大量の流動性が一挙に追加されることとなつたことから、通貨統合を控えた90年初から夏にかけて強いインフレ懸念が台頭した（注15）。しかし、通貨交換後の現実の経済動向をみると、確かに東独家計の西独製品への需要は増大したが、金融政策の適切な運営や国内供給余力の不足を補う輸入増加の効果（「輸入の安全弁機能」）もあって、通貨交換直後における物価上昇率の加速は取りあえず回避されたといつてよい。

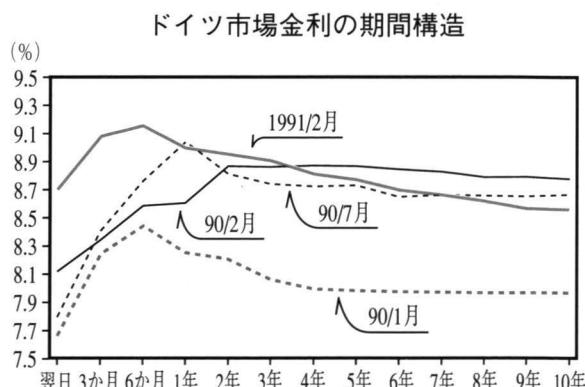
その後もしばらくは、統一に伴う需要の急テンポでの拡大にもかかわらず、西独の物価

上昇率は目立って加速するまでには至らなかった（生計費<消費者物価>指数の前年同月比上昇率は、90年7月から91年6月まではほぼ+3%前後にとどまった）。もっとも、景気の急拡大や労働需給の引締まり等を背景として、高率の賃上げが広範化し、需給面・コスト面の双方から次第に基調的な物価上昇圧力が高まってきたことも事実であり、現実に91年7月以降は、こうした高賃上げに伴うコスト上昇や前述したような各種増税措置等を背景として、物価上昇率がそれまでに比べて高いものとなっている（同、91年7月+4.4%、8月+4.1%）。

(金融政策運営)

このようにドイツ統一の影響は、需要の拡大、賃上げ率の上昇といった経路を通じて、このところ物価および金融面にも目に見えるかたちで及んできており、このためブンデスバンクとしてはこれを念頭に置いた政策運営を講じてきている。こうした事情をやや詳しくみると、以下のとおりである。

（注15）インフレ懸念の台頭は、通貨統合の前後における長期金利の急上昇とイールドカーブの右上がり勾配の急角度化に反映されている。



（注）コール（翌日）、FIBOR（3ヶ月、6ヶ月）、連邦・州政府債加重平均利回り（残存期間1~10年）を使用。

すなわち、西独では、90年中景気が速いテンポで拡大し、実体経済の需給が引締まつた状況を続けたため、物価上昇圧力が徐々に高まったほか、西独公共部門の赤字拡大を背景として長期金利が一段と上昇した。こうした状況に対処して、ブンデス銀行は90年秋以降引締めスタンスを強化した。しかし、その後も労働需給の引締まり等を反映して91年の賃上げ率（6ないし7%程度）が前年のそれ（6%程度）を上回ったこと等から、物価上昇圧力が一段と強まり、さらに91年夏場以降は増税措置の影響もあって現実に生計費指数の上昇率も高まってきている。また、多くの西独労組が所得税・ガソリン税の引上げに対応すべく92年の賃上げ目標を10%程度に引き上げているなど、このところ物価を巡る環境

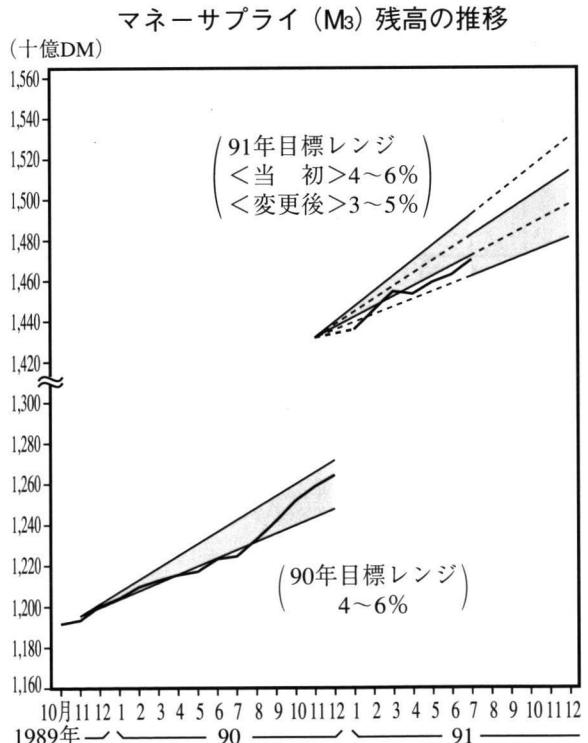
は一層厳しさを増している。こうした状況下、ブンデス銀行は賃金・物価の悪循環を抑えるために一段ときつめの政策運営を行っている（注16）。

5. ドイツ統一の対外的な影響

次に、ドイツ統一の対外的な側面に目を転じてみよう。この場合、①世界貿易や貯蓄・投資バランスへの影響、②世界経済安定の核としてのドイツの役割といったマクロ的観点が重要であろう。また、近隣諸国との関係では、③ソ連・東欧の民主化・市場経済化との関係、④ECとの関係を注視する必要があると考えられる。

以下では、こうした諸点についてやや詳しくみることとしたい。

（注16）なお、ブンデス銀行は91年7月に91年のマネーサプライ指標M₃の目標レンジ（第4四半期の前年同期比伸び率）を「3～5%」へ下方修正しているが、これは以下に述べるようなやや技術的要因を配慮したものである（Deutsche Bundesbank [1991 (b)]）。すなわち、東独家計は、通貨統合直後には西独の金融資産についての知識が乏しかったこともあって短期の預貯金を選択する傾向が強かったが、91年入り後はこうした知識が浸透し、西独型の金融資産にアクセスしやすくなるにつれて金利の高い長期の金融資産（M₃対象外の国債や株式等）へ資金をシフトさせていている。このため、91年入り後のM₃は、当初の目標レンジである4～6%（90年第4四半期に対する年率伸び率）を下回る水準で推移してきている。



（注）1. 月中平均、季節調整済み。

2. 90年中は西独ベース。91年中は統一ドイツベース。

（資料）ブンデス銀行「Monthly Report of the Deutsche Bundesbank」

(1) マクロ的影響

(ドイツ統一の世界貿易や貯蓄・投資バランスへの影響)

貯蓄・投資バランス等の側面からみていくと、統一に伴うドイツ内需の増大を背景として、ドイツの対外収支ポジションはそれまでの大幅黒字の基調から大きく変貌し、経常収支は91年入り後赤字に転じている。ドイツの輸入は90年後半以降とくに近隣のフランスやイタリア等から急増しているが(図表33)、

これは景気減速局面にあったこうした諸国にとって景気下支えというプラスの効果を持つと同時に、EC域内の貿易インバランスの縮小にも寄与している。また、ドイツの輸出余力の低下を背景に、世界市場において従来であればドイツ製品と競合していた米国等の輸出のシェアが若干なりとも回復しており、この面でもドイツ統一是各国経済の对外インバランスを是正する方向に働いている。これを要約すれば、世界的に景気がスローダウンし各国に供給余力が生じているため、これまでのところはドイツ内需の増大が世界経済を下支えするという姿となっているということであろう。

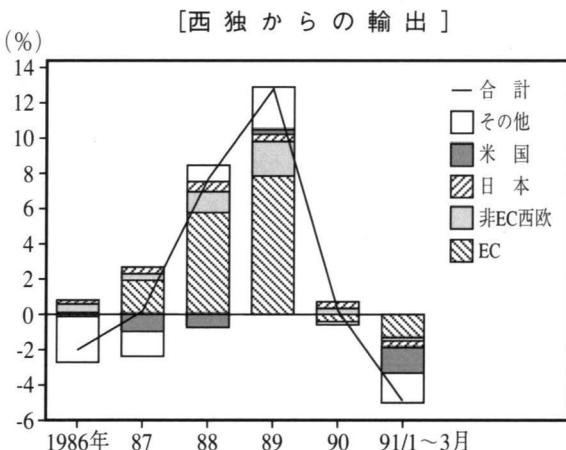
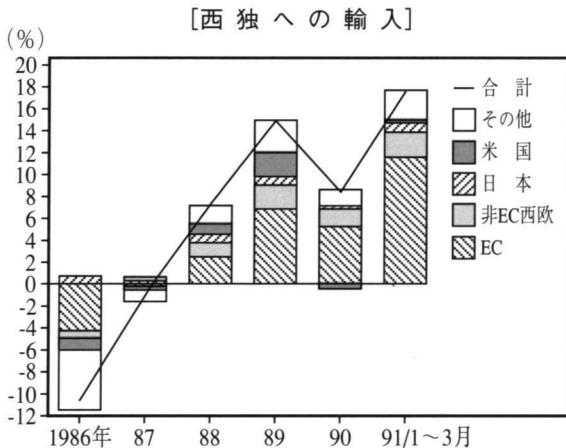
もっとも、中長期的には、世界的な供給余力を基礎とした弾力的な供給増を必ずしも前提にはできないであろう。需給のタイト化等の事情から海外諸国において供給の弾力的な増加が困難な場合には、ドイツ内需の増大が世界の貯蓄不足を増大させるという側面が表面化していく懸念もなしとしない。

したがって、世界の貯蓄不足の増大を回避するという観点からみれば、もちろん世界各国において貯蓄の増強(とくに財政赤字の削減)が図られることが不可欠であるが、三大経済国の一であるドイツにおいても、貯蓄・投資バランスの悪化に対して何らかの歯止めをかけることが必要である。そのためには、とくに今後東独関連の財政支出が本格化するにあたって、西独分も含めた財政支出の総額およびその配分の適切なコントロールが求められている。

(世界経済安定の核としてのドイツの役割)

ドイツ統一の世界経済への影響を考える場合、これまで西独経済が、その安定した経済

(図表33) 西独の相手国別貿易動向
(前年比寄与度)



(資料) ブンデス銀行「Monthly Report of the Deutsche Bundesbank」

パフォーマンスを背景に、EC経済の基軸国としての役割、あるいは世界経済安定の一つの核としての役割を担ってきたということを念頭に置く必要がある。この点、ドイツ経済は、今後その経済規模を一段と拡大し、世界経済への影響力を増大させる方向にあり、したがって、ドイツ経済の健全なる発展の基盤が確保されることは、世界経済にとってこれまでにも増して重要となることは疑いない。それだけに、今後のドイツは経済の安定的な運営を従来以上に求められることになるといってよいだろう。また、長い目でみると、こうした安定的な経済運営は、ドイツ経済の一層の効率化やパフォーマンスの一段の改善を通じて、世界経済の発展により望ましい影響を及ぼしていく可能性も有している。

しかし、問題は、東独復興が軌道に乗るまでの過渡期においては、西独に多大の負担がかかるため、西独経済がその健全性を損なわれるリスクに常にさらされていることである。こうしたリスクを最小化し、安定的な経済運営ができるかどうかは、結局ドイツの財政金融政策の運営いかんに負う面が大きい。

既にドイツでは統一以降の内需増大に伴い国内需給がタイト化し、先にみたように金融政策面の負担が増大しつつある。また、財政赤字の拡大に伴って市中金利はかなり高い水準へ上昇している。こうした金利の上昇は、次第に民間の投資活動全体に抑制的な影響を及ぼすと考えられるため、東独復興の鍵ともいるべき東独向け民間投資活動を抑える方向に作用する可能性も否定できない。

このような弊害を回避しつつ東独復興の成果を挙げていくためには、公的部門の赤字が適切にコントロールされることが最も重要で

ある。すなわち、東独向け財政支出の規模・内容のみならず西独内の財政支出についても効率性・必要性の観点から不断の見直しが行われること、また歳入面でも所要の歳入補完措置が機動的に執られていくことが要請されているといつてよいだろう。

(2) 近隣諸国との関係

(ソ連・東欧との関係)

第2章で述べたように、ドイツ統一は、ソ連・東欧の民主化・市場経済化の動きと密接に関連しており、今後ともドイツはこれら諸国の市場経済化をサポートしていくこととなるものと予想される。また、ソ連・東欧の市場経済化が進めば、民間部門による貿易や直接投資が増大する結果、ドイツとこれら諸国との結び付きはこれまで以上に密接になるものと思われる。その場合、ドイツを中心としたマルクでの交易圏がドイツの東側にも拡大していく可能性が高く、欧州における基軸通貨（a key local currency）としてのマルクの重要性が一層増していくものと考えられよう。

こうした点について、まずソ連との関係を振返ってみよう。東独がワルシャワ条約機構の軍事的防波堤としての役割を長らく果たしてきたため、ドイツ統一を早期に実現するためにはソ連の支持は不可欠であったと考えられる。こうした状況の下で、90年9月に東西両独政府と米・英・仏・ソ連のいわゆる「2+4」外相会議がモスクワで開かれ、東独のワルシャワ条約機構脱退とNATO編入を規定した「ドイツに関する最終規定条約」が調印されたが、その見返りとして、ドイツは東独に駐留しているワルシャワ条約軍（現ソ連軍）の撤退完了（94年の予定）までの支

援費用（135億マルク）を負担することを決定したと伝えられている。このほか、ドイツはソ連のペレストロイカを支援すべく緊急食料援助や信用保証についても積極的に取組んでおり、これらを合わせて総額約600億マルクに上る対ソ支援措置を実施ないし予定していると報じられている（図表34）。

さらに、ドイツは東欧諸国の経済改革を支援すべく二国間ベースでさまざまなかたちの援助を供与しているほか、IMF、欧州復興開発銀行、EC等の国際機関を通じても支援を行ってきてている。

（図表34）ドイツの対ソ経済支援コミット金額
(単位 億DM)

項目	金額
<u>1.贈与（現物供与を含む）</u>	<u>155</u>
①東独駐留ソ連軍撤退費用支援	135
うち 帰還兵士向け住宅の建設費	78
兵士の生活費	30
移送費用	10
兵士の職業訓練費	2
対ソ無利子融資（30億DM）の利子負担	15
②ソ連軍駐留費用（90年分）	7
③ドイツ軍備の供出	7
④ドイツ市民の寄付	2
⑤職業訓練・教育関連支援	0.3
⑥ECによる対ソ支援への参加	4
<u>2.信用保証</u>	<u>277</u>
①アンタイドローンへの信用保証	80
うち 輸入代金決済のためのローンへの保証	50
無利子融資に対する保証	30
②輸出信用保証	195
③ECによる対ソ食料輸出信用保証への参加	2
<u>3.東独の対ソ貿易黒字</u>	<u>169</u>
①振替ルーブル建て債権	150
②金利支払い（90、91年分）	19
合 計	601

（資料）Frankfurter Allgemeine Zeitung（1991.8.20）

一方、民間レベルでは、コメコン貿易体制の終結とともに西独企業と東欧との貿易が徐々に活発化しつつあり、また、東欧各国の外資導入に最も積極的に応じているのも西独企業である。ちなみに、90年から91年にかけて日本や米国の金融機関がベルリンに東欧向けビジネスの情報収集拠点を相次いで開設したが、これも西独企業のこうした活発な動きを一つの背景としたものである。

（ドイツ統一がEC統合に及ぼした影響）

次に、ECとの関係をみておくこととした。ドイツ統一に際しては、西独政府やブンデス銀行が東独の経済復興に力を注ぐあまり、EC統合への取組み姿勢を後退させるのではないかとの懸念がEC諸国間に台頭した。とくに、当時はECにとって当面の最大の課題である経済通貨統合（Economic and Monetary Union、90年7月1日より第1段階開始）がまさにスタートを切ろうとしていた時期であったこともあって、ドイツの姿勢についての関心はひときわ高かったといえよう。これに対して、ドイツは90年10月に開催されたEC臨時首脳会議で、経済パフォーマンスの収束等の要件の充足を条件に経済通貨統合を94年に第2段階へ移行させることについての合意に加わるなど（英国を除く加盟11か国との間で合意が成立）、EC統合を重視する従来からのスタンスを継続していくことを明らかにした（注17）。

一方、EC側も東独のECへの編入につき前向きの姿勢をとっている。すなわち、EFTA諸国や東欧諸国からの加盟申請に対

（注17）その後のEC政府間協議では、第2段階への移行時期を94年以降に後ずれさせることになった。

する処理が93年まで一括して棚上げにされている中で、東独のEC編入が統一後間もない91年初に実現した。しかも、EC加盟にあたっては、一般に域内関税や産業政策の運用はEC指令に従うことが要件として求められるが、東独の場合にはコメコン諸国との既存取引関係等に配慮して、農業分野での構造政策を中心に上記要件の達成を92年末まで免除する扱いとされた。また、東独のECへの編入を円滑に進めるため、EC構造資金からの支援等の厚遇措置も講じられている（注18）。

6. 結びに代えて

最後に、ドイツ統一の持ついくつかの側面について若干の評価を加えてみよう。統一からわずか1年しか経ていない時点で、統一の成果全体について明確な評価を与えるのは尚早であるが、ここでは、①市場経済への移行の状況、②統合に伴うドイツ経済の効率性改善の展望について、現時点での暫定的な評価をまとめるとともに、③経済・通貨統合の事例として、ドイツ統一の示唆するところを簡単に記しておきたい。

（1）市場経済への移行

東独の市場経済への移行の動きを、同じく市場経済への移行を進めつつあるソ連・東欧諸国に比べてみると、西独の存在を背景として、極めて急速かつ全面的な移行となっている点が特徴である。すなわち、東独は市場経済移行に必要な制度変更手続きや経済再建の

ための政策策定等を全面的に西独にゆだねて実行することができた。このことは、体制改革を効率的に成し遂げることに寄与したほか、同一国内の西独に市場経済に関する先進的なノウハウが十分蓄積されているため、東独へのこうしたノウハウの浸透を迅速なものとする可能性が高いといった利点をもたらしている。しかし、その反面で、東独の場合、通貨統合直後より旧国営企業の経営行詰まりが多発し、生産の落込みが東欧諸国に比べて大幅なものとなっており、失業者数も極めて高水準となっている。この点については、失業の増大を恐れることなく、企業補助金の削減や肥大化した行政組織の整理が一挙に進められたことによる副作用と理解すべきであり、むしろ見方によつては、いずれ不可避とみられた調整が短期間に実現しているとして前向きにみることも可能であろう。

この点をさらに敷延すれば、市場経済化の鍵となる旧国営企業の民営化については、91年入り後ペースが上がってきてているのも事実であり、東欧諸国における同様の民営化よりも進捗しているといってよいだろう。これは、やはり信託公社が西独の全面的バックアップを受けて企業評価および売却先の掘り起こしを進めてきたことが徐々に成果を挙げてきたためであろう。

また、金融面では、先にも触れたように、西独大手銀行の東独への積極的な拠点展開が図られ、そうした西独金融業の資本とノウハウの導入によって、東独の金融システムの効

（注18）東独のEC編入が先鞭を付ける格好で、市場経済化を目指す東欧諸国やバルト諸国等が続々とEC加盟の希望を表明してきている。このため、ECではこうした対外的問題の処理負担が高まる方向にあるほか、上述のようにドイツが統一に伴って国内重視の姿勢に転じるのではないかとの懸念もあるため、ECのより高度な統合形態への移行が後ずれしかねないとの見方が台頭している。

率は比較的早期に向上しつつあるものとみられる。これに伴い、通貨統合時に東独所在の金融機関だけに特例的に導入されたブンデス銀行の再割引枠の優遇措置等も漸次縮小の方向にある。

(2) ドイツ全体の成長力

ところで、東独の市場経済移行が進捗していく場合、ドイツ経済全体の効率性が向上し経済規模も拡大していくと予想されるが、長い目でみたドイツ経済の成長力についてはどのように考えておくべきであろうか。この点はドイツ統一を評価するうえでの重要なポイントと考えられるので、ここでその展望について若干の整理をしておこう。

統一後これまでのところ、西独経済が潜在成長率を超えると考えられるテンポで拡大している一方、東独経済の活動は収縮を余儀なくされている。前述したように、今後しばらくは、復興の負担を負う西独の成長率が若干抑えられることになるが、東独では復興の本格化とともに成長率はかなり高いものとなることが予想される（OECD[1991]）。

さて、中長期的にみると、東独のみならずドイツ経済全体の効率性が向上し、ドイツの経済力が増大することになる。なぜなら、東独経済が市場経済へ移行することに伴い、東独内において物的・人的資源が計画経済下に比べ有効に活用されることになるだけでなく、両独間の財・労働力・資本の移動の自由化に伴い、ドイツ経済全体としても資源のより有効な活用が可能となる筋合いにあるからである。

しかも、ドイツ統一は、こうした資源配分の改善を通じた一回限りの効率性引上げ効果

をもたらすのみならず、ドイツ経済の一段の活性化や企業家精神の高揚等を通じて技術革新の速度を高め、それによって潜在成長率をも押上げる可能性もある。西独のように成熟した先進国経済の場合には、生産要素がほぼ完全に活用されているため、外生的な技術進歩が加わらない限り生産性の上昇率もそれ以上には高まり得ないとする議論もあるが、ドイツ統一が企業家精神の高揚等を通じて、生産性の上昇率を高め、それによって中長期的な成長率を上昇させる可能性も否定できないところである。

(3) 通貨統合の進め方

最後に、通貨統合の在り方といった観点からドイツのケースについて振返ってみたい。第2章で述べたとおり、両独通貨統合にあたっては、その交換比率を巡り議論の対立があったところである。一つの有力な見方としては、実際に適用された交換比率が東独マルクの対外価値を過大に評価するものであり、多くの東独企業の競争力喪失を早めたため、産業構造改善や雇用対策等に向けられる西独から東独への財政上の所得移転を前傾化させる結果となったとみるものがある。しかし、仮に東独マルクをより低く評価する交換比率が適用されていたとしたら、この点はどうであったであろうか。結論的には、その場合東独住民の生活水準が西独に比べ著しく低いものとなる（実勢とされていた比率<西独マルクと東独マルクを1対4ないし5の比率>で東独住民の通貨対策を行うと、東独住民の生活水準は西独の10分の1以下）ため、やはり大規模な所得補てん措置が通貨統合直後に求められた可能性が大きいと考えられる

(Akerlof et al. [1991])。また、こうした所得補てん措置がなければ、政治・経済的に対処困難な規模で東独から的人口流出が生じるリスクすら生じたであろう(Bofinger [1990])。したがって、生産性格差の極めて大きな東西ドイツの通貨を統合する場合には、交換比率をどのような水準に決めたとしても、結局財政を通じての西独から東独への大規模な所得移転が必要になったと考えられる(Sargent and Velde[1990])。

こうした点を一般化してみると、基礎的な

経済条件のコンバージェンスが達成されず所得格差が大きく開いた国々の間で経済・通貨統合を図ろうとする場合、所得格差縮小を求める要請が強まりがちであり、したがって、経済バランスの安定化を図る際の困難がより大きなものとなることを示唆していると考えられる。また、これは言葉を換えれば、大きな所得格差が存在するケースでは、財政を通じた所得移転についての合意がない段階での統合は容易でないことを示すものであろう。

(国際局)

(参考資料1)

「通貨・経済・社会同盟の創設に関する条約」の抄訳

(Vertrag über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion)

本条約は、前文と38条の条文からなるが、主な内容としては、東独に西独マルクを導入するという「通貨同盟」に加え、東独経済の市場経済化、東独社会保障制度の西独水準への収束、東独財政に対する西独による援助等を包括的に含み、経済的には両独が完全に一体化することを東西両独政府間で決めたものである。

<前文>

この条約は、西独基本法第23条に基づく両独の統合の第一歩となるものである。

<第1章：基本原則>

第1条（条約の対象）

- (1) 条約当事国は、通貨・経済・社会同盟を設立する。
- (2) 条約当事国は、1990年7月1日から西独マルクを共通通貨として採用し、ブンデスバンクが通貨の発行銀行となる。
- (3) 経済同盟の基礎は、条約当事国に共通の経済秩序としての社会市場経済である。すなわちこれは、私有財産、競争、自由な価格形成、労働・資本・財・サービスの移動の自由を意味する。
- (4) 社会同盟は、通貨・経済同盟と一体のものである。

第2条（原則）

- (1) 条約当事国は、自由、民主的、連邦的、法的な社会秩序を認める。
- (2) 上記に反する東独の社会主義的社会・政治秩序は、適用されない。

第7条（仲裁委員会）

- (1) この条約の解釈、適用で係争となった場合には、条約当事国の政府間での交渉で解決する。
- (2) 交渉で解決しない場合には、その案件を仲裁委員会に提出する。
- (5) 仲裁委員会の長および委員は、条約当事国の政府からは指図を受けない。

第8条（共通管理委員会）

条約当事国は、この条約の実行に際して共通管理委員会を設ける。

第9条（条約の変更）

目的を達成するために、この条約に変更または補足の必要が生じた場合には、条約当事国政府間で決められる。

<第2章：通貨同盟>

第10条（前提条件と基本原則）

- (1) 条約当事国間での通貨同盟の設立によって、DMが、共通通貨圏の中で、支払手段、計算単位、価値保蔵手段となる。
- (5) この通貨同盟の目的達成のために、条約当事国は以下の原則で一致した。
 - ・1990年7月1日をもって、西独マルクが東独における通貨として導入される。
 - ・賃金、給与、奨学金、年金、家賃等は、西独マルク1対東独マルク1で交換される。
 - ・その他の東独内での債権・債務は、1対2で交換される。
 - ・東独マルクから西独マルクへの交換は、金融機関の預金口座において交換される。
 - ・東独居住者の個人預金は、年齢別に規定された上限額まで交換できる。
 - ・通貨交換の乱用は阻止される。

<第3章：経済同盟>

第11条（経済政策の原則）

- (1) 東独は、その経済・財政措置が社会市場経済と調和することを保証する。
- (2) 東独は、構造変化、現代的な職場、幅広い基礎となる中小企業、自由な職業、環境保護を創設するため、市場の力と民間主導を発展させるフレームワークを創設する。
- (3) 東独は、その政策を、経済相互援助会議の加盟国との関係を考慮しながら、ECの法律および経済政策目標に向けて前進させる。
- (4) 上記に関する決定のために、東独は、西独との共同委員会で合意を得ることとする。

第12条（東西ドイツ間交易）

- (1) 1951年9月20日に締結されたベルリン協定は、調整される。従来規定されていた取引制度は廃止、決済用の信用制度は清算される。

第13条（対外交易）

- (1) 自由な対外経済関係の創設について、東独は自由な世界交易のルール、とくにGATTの原則を考慮することとする。

第14条（企業構造の適応性）

東独企業に必要な構造上の適応のために、東独政府は財政政策上可能な範囲で西独政府と協調する。

第15条（環境保護）

- (5) 東独は、環境保護措置の国家的促進の決定を西独の同様の措置に調和させる。

<第4章：社会同盟>

第17条（労働法秩序の原則）

東独における、団結権、賃金自主権、労働争議権、労使共同決定権、解雇制限は、西独の法律に相応する。

第19条（失業保険と雇用促進）

東独は、西独の雇用促進法に相応する、雇用促進を含む失業保険制度を導入する。

第20条（年金保険）

- (1) 東独は、その年金法を西独年金保険法に一致させるように、必要な措置を導入する。
- (3) 年金保険給付額は、45年間年金保険に加入し、その収入が平均収入に達している者については、平均賃金の70%となる。

第21条（疾病保険）

- (1) 東独は、西独の疾病保険法と調整がとれるように促進的な措置を導入する。

第23条（災害保険）

- (1) 東独は、西独の災害保険法と調整がとれるように促進的な措置を導入する。

第24条（公的扶助）

東独は、西独の公的扶助法に相応する、公的扶助制度を導入する。

第25条（財政補てん）

過渡期において、東独で失業・年金保険負担金および国家補助金の給付支出金が貯えない場合、第28条で規定されている範囲内で西独が財政補てんを実施する。

<第5章：国家財政>

第26条（東独財政政策の原則）

- (2) 予算は西独の予算構造に合わせて編成される。このため、1990年の部分予算を組み、東獨国営鉄道、郵便事業等が国家予算から切離される。

第28条（西独による財政援助）

- (1) 西独は、東独の財政収支の均衡を保つため、過渡的措置として使途を限定した財政補てんを行う。

第30条（関税と特別消費税）

- (1) 東独は、段階的にECの関税徴収権と特別消費税を取り入れる。
- (2) 条約当事国は、関税自主権を有する。

<第6章：結び>

第35条（国際法上の条約）

この条約は、西独または東独が第三国と締結した条約には抵触しない。

(参考資料2)

「ドイツ統一に関する条約」の抄訳

(Vertrag über die Herstellung der Einheit Deutschlands)

本条約は、前文と44条の条文からなるが、主な内容としては、東独の西独への編入とこれに伴う西独法の東独地域への適用等、統一ドイツの完成と法体系の統一を両独政府間で決めたものである。

<前文>

ドイツ連邦共和国（西独）とドイツ民主共和国（東独）は自由な自主決定に基づきドイツ統一を完成することを決意した。

<第1章：加入の効力>

第1条（州）

西独基本法第23条（注1）に基づく東独の西独への加入が1990年10月3日に効力を発するとともに、ブランデンブルク、メクレンブルク＝フォアポンメルン、ザクセン、ザクセン＝アンハルト、およびチューリンゲンの各州は、連邦構成州となる。ベルリンの23特別区はベルリン州を構成する。

第2条（首都）

ドイツの首都是ベルリンである。議会および政府の所在地に関する問題は統一後に決定する（注2）。

<第2章：基本法>

第3条（基本法の発効）

加入の効力が発する時点をもって西独基本法が前記5州および東ベルリンに適用される。

第4条（加入に伴う基本法の改正）

（1）前文は次のとおり改正する。「神および人間に対する責任を自覚しつつ、統一した欧州の一員として世界の平和に寄与する意思に満ちながら、ドイツ国民はその憲法制定能力に基づいてこの基本法を制定した。ドイツ人は自由な自主決定によってドイツの統一と自由を完成した。これによりこの基本法は全ドイツ国民に適用される。」

（2）基本法第23条は廃棄する。

第5条（将来の憲法改正）

両国政府は統一ドイツの立法機関に対して2年以内に、統一によって生じた問題に関する基本法の改正ないし補充を行うことを勧告する。

<第3章：法体系の統合>

第8条（西独法の導入）

加入発効時点において（一部の例外を除き）西独法が加入地域に適用される。

<第4章：国際条約・協定>

第11条（西独の条約）

西独がこれまでに結んだ国際条約および協定は、その効力を維持し、例外を除いて加入地域にも適用される。

第12条（東独の条約）

東独が結んだ条約は相手国と協議のうえ、継続、改定、廃棄する。

<第5章：行政および司法>

第17条（復権）

両当事国は政治的迫害の対象となった人々の復権のために立法を行う意図があることを強調する。

<第6章：公的資産と債務>

第21条（行政資産）

東独資産のうち、行政目的に定められたものは連邦資産とする。

第23条（債務）

東独の国家債務は連邦の特別勘定に組入れ、元利の支払い責任を履行する。

第24条（対外債務）

東独の対外債務は連邦大蔵大臣の指示と監査の下で処理する。

<第7章：労働、社会、保健、環境保護>

<第8章：文化、教育、科学、スポーツ>

<第9章：最終規定>

第40条（条約・協定）

1990年5月18日の通貨・経済・社会同盟の創設に関する国家条約は、効力を継続する。その他の二国間条約や協定は見直す。

第42条（連邦議員）

加入の効力が発する前に東独人民議会は会派の構成に応じて144人の議員を選んで、西独連邦議会に送る。

第43条（連邦参議院）

東独の州首相選出までの間、州代表が議決権を持たずに連邦参議院に参加できる。

(注) 1. 西独基本法第23条の内容は、次のとおり。

「西独基本法は、バーデン、バイエルン、ブレーメン、大ベルリン、ハンブルク、ヘッセン、ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ラインラント＝プファルツ、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン、ヴュルテンベルク＝バーデンおよびヴュルテンベルク＝ホーエンツォレルンの各州に対して適用される。またその他のドイツについては、それらの加盟によって、同法は効力を生じる」。

2. 連邦議会（下院）は、91年6月20日、連邦政府および連邦議会のベルリン移転を決定。なお、連邦参議院（上院）は、91年7月5日、ボン残留を決定。

[参考文献]

Akerlof, George, Andrew Rose, Janet Yellen, and Helga Hessenius, "East Germany in from the Cold : The economic aftermath of Currency Union," *Brookings Paper on Economic Activity*, 1991.

Bofinger, Peter, "The German Monetary Unification (GMU): Converting Marks to D-Marks," *Federal Reserve Bank of St.Louis Bulletin*, July/August 1990.

Collier,Jr., Irwin and Horst Siebert, "The Economic integration of post-wall Germany," *American Economic Review*, Vol.81, No.2, May 1991.

Deutsche Bundesbank, "The Monetary union with the German Democratic Republic," *Monthly Report of the Deutsche Bundesbank*, Vol.42, No.7, July 1990.

Deutsche Bundesbank, "Promoting economic activity in the new Länder," *Monthly Report of the Deutsche Bundesbank*, Vol.43, No.3, March 1991 (a).

Deutsche Bundesbank, "One year of German monetary, economic and social union," *Monthly Report of the Deutsche Bundesbank*, Vol.43, No.7, July 1991 (b).

Ifo-Institut für Wirtschaftsforschung, "Industrie Verstärkt Engagement in Ostdeutschland," *Ifo-schnelldienst*, Vol.43, No.34, December 1990.

Ifo-Institut für Wirtschaftsforschung, "Tiefer Produktionseinbruch in der ostdeutschen Industrie," *Ifo-schnelldienst*, Vol.44, No.16/17, June 1991.

International Monetary Fund, "German unification :Economic issues," *IMF Occasional Paper*, No.75, December 1990.

Organization for Economic Co-operation and Development, "Germany," *OECD Economic Surveys*, 1991.

Sargent, Thomas and Francios Velde, "The analytics of German Monetary Union," *Federal Reserve Bank of San Francisco Economic Review*, 1991.

Schlesinger, Helmut, "The impact of German unification on economic and monetary policy", *BIS Review*, No.156, August 1991.